

第十回国会
衆議院

大蔵委員会郵政委員会連合審査会議録第一号

昭和二十六年三月十四日(水曜日)

午後二時二十九分開議

出席委員

大蔵委員会

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

島村 一郎君 清水 逸平君

塚田十一郎君 吉米地英俊君

西村 直己君 三宅 則義君

宮崎 靖君 宮腰 喜助君

竹村泰良二君 深澤 義守君

郵政委員会

委員長 池田正之輔君

理事 飯塚 定輔君 理事 風間 啓吉君

理事 白井 佐吉君 理事 受田 新吉君

石原 登君 高木 松吉君

坪川 信三君 降旗 徳弥君

荒木萬壽夫君 椎熊 三郎君

土井 直作君 柄澤 孝子君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君

大蔵事務官(主計局法規課長) 佐藤 一郎君

大蔵事務官(銀行局長) 舟山 正吉君

郵政政務次官 山本 猛夫君

郵政事務官 大野 勝三君

郵政事務官(監察局長) 成松 馨君

郵政事務官(貯金局長) 白根 玉喜君

郵政事務官(簡易保険局長) 金丸 徳重君

委員外の出席者

大蔵委員会専門員 椎木 文也君

大蔵委員会専門員 黒田 久太君
郵政委員会専門員 稻田 穰君
郵政委員会専門員 山戸 利生君

本日の会議に付した事件

資金運用部資金法案(内閣提出第七号)

郵便貯金特別会計法案(内閣提出第七三三号)

資金運用部特別会計法案(内閣提出第七六号)

夏堀委員長 これより大蔵委員会、郵政委員会連合審査会を開会いたします。

本日の委員長の職務は、慣例によりまして主幹委員会の委員長である私が勤めさせていただきますことになりましたので、御了承願いたいと存じます。

それではこれより資金運用部資金法案、郵便貯金特別会計法案及び資金運用部特別会計法案の三案を一括議題として、まず政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。西川政府委員。

資金運用部資金法案

資金運用部資金法案

(目的)

第一條 この法律は、郵便貯金(郵便振替貯金を含む。以下同じ。)、米國対日援助見返資金特別会計以外

の政府の特別会計の積立金及び余剰金その他の資金で法律又は政令の規定により資金運用部を預託されたものと並びに資金運用部特別会計の積立金及び余剰金を資金運用部資金として統合管理し、その

資金を確実且つ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄與せしめることを目的とする。

(資金運用部への預託の義務)

第二條 郵便貯金として受け入れた資金は、郵便貯金の日常の拂いも

どしに必要な資金を除く外、資金運用部に預託しなければならない

い。

2 政府の特別会計(資金運用部特別会計を除く。)の歳入歳出の決算上の剰余金を積み立てた積立金は、すべて資金運用部に預託しなければならない。但し、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金を簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の規定に基き保

険契約者に貸し付ける場合及び郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の規定に基き年金契約者、年金受取人又は年金継続受取人に貸し付ける場合においては、この限りでない。

(国庫余剰金及び特別会計の剰余金の運用)

第三條 国庫余剰金は、資金運用部に預託することができる。

2 政府の特別会計(米國対日援助見返資金特別会計及び資金運用部特別会計を除く。)の剰余金は、資金運用部への預託の方法による外、運用してはならない。但し、国債整理基金特別会計において国債を保有する場合は、この限りでない。

(資金運用部預託金)

第四條 第二條若しくは前條第一項又は他の法律若しくは政令の規定により資金運用部に預託された資金(以下「資金運用部預託金」という。)の契約上の預託期間(以下本條中「約定期間」という。)は、三月を下らないものとする。

2 資金運用部預託金の約定期間満了前の拂いもどしを受けようとするときは、預託者は、その拂いもどしを受けようとする日前三十日をこえない範囲内で大蔵大臣が定める期間以前に、あらかじめその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

3 資金運用部預託金には、左の利率により利子を附する。

一 約定期間三月以上一年未満のもの 年三分五厘

二 約定期間一年以上三年未満のもの 年四分五厘

三 約定期間三年以上五年未満のもの 年五分

四 約定期間五年以上のもの 年五分五厘

4 第二項の規定により約定期間満了前に拂いもどしを行つた金額に對しては、その金額の預託されていた期間が三月未満のときは利子を附さず、三月以上のときは、前項の規定にかかわらず、その期間に應じ左の利率により利子を附する。

一 預託されていた期間が三月以上一年未満のとき 年三分

二 預託されていた期間が一年以上三年未満のとき 年四分

三 預託されていた期間が三年以上五年未満のとき 年四分五厘

四 預託されていた期間が五年以上のとき 年五分五厘

5 資金運用部預託金に對しては、その約定期満了の日又は第二項の規定により期限前の拂いもどしをした日の外、約定期間一年以上の資金運用部預託金については、毎年三月三十一日及び九月三十日に、当該預託金の経過預託期間に對する第三項又は前項の規定による利子を支拂う。

6 資金運用部預託金に對しては、預託金証書を發行する。

(資金運用部預託金の取扱手続)

第五條 前條に規定するものを除く外、資金運用部預託金の取扱手続は、大蔵大臣が定める。

(資金運用部資金の管理及び運用並びに区分経理)

第六條 資金運用部預託金並びに資金運用部特別会計の積立金及び余剰金は、資金運用部資金とし、大蔵大臣が管理及び運用する。

2 資金運用部資金は、他の政府資金と区分して経理するものとする。

(資金運用部資金の運用)

第七條 資金運用部資金は、左に掲げるものに運用することができ

第一類第六号(附屬の七)

大蔵委員会郵政委員会連合審査會議録第一号 昭和二十六年三月十四日

- 二 国に対する貸付
- 三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならぬ貸付の発行する債券
- 四 前号に規定する法人に対する貸付
- 五 地方債
- 六 地方公共団体に対する貸付
- 七 特別の法律により設立された法人(第三号に規定する法人を除く。)で、国、第三号に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を発行し得るものの発行する債券
- 八 前号に規定する法人に対する貸付
- 九 銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫(以下本條中「金融機関」という。)の発行する債券(以下「金融債」という。)
- 2 前項の規定により金融債に運用する資金運用部資金の額は、資金運用部資金の総額の三分の一をこえてはならない。
- 3 資金運用部資金を金融債に運用する場合においては、一の金融機関の発行する金融債の五割又は一の金融機関の一回に発行する金融債の六割をこえる割合の金融債の引受、応募又は買入を行つてはならない。又、資金運用部が引受、応募又は買入を行う金融債は、利率、担保、償還の方法、期限その他の條件において、資金運用部以外の者の引受、応募又は買入に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。

- (資金運用部資金運用審議会の設置)
- 第八條 資金運用部資金の運用を適正にするため、総理府の附屬機関として資金運用部資金運用審議会(以下「審議会」という。)を置く。(審議会の権限)
- 第九條 審議会は、大蔵大臣の諮問に應じ、資金運用部資金の運用の方針及條件その他の資金運用部資金の運用に関する重要事項を調査審議する。
- 2 審議会は、資金運用部資金の運用に關し、大蔵大臣に隨時意見を述べることが出来る。
- (審議会の組織)
- 第十條 審議会は、内閣総理大臣、大蔵大臣、郵政大臣及び委員十人以上で組織する。
- 2 審議会の委員は、左に掲げる者をもつて充てる。
- 一 地方財政委員会委員長
 - 二 大蔵事務次官
 - 三 厚生事務次官
 - 四 郵政事務次官
 - 五 経済安定本部副食官
 - 六 会計検査院事務総局次長
 - 七 日本銀行總裁
 - 八 学識又は経験のある者
- 三人以内
- 3 前項第八号の委員は、内閣総理大臣が任命し、その任期は、二年とする。
- 4 審議会の委員は、非常勤とする。
- (審議会の会長及び副会長)
- 第十一條 内閣総理大臣は、審議会の会長として、会務を総理する。
- 2 大蔵大臣及び郵政大臣は、審議会の副会長として、会長を補佐

- し、会長に事故があるときは、会長の指名する副会長が会長の職務を行う。
- (資金運用部資金運用計画の諮問)
- 第十二條 大蔵大臣は、毎年度資金運用部資金の運用に關して必要な計画を定め、あらかじめ審議会の議に付さなければならぬ。その計画を変更しようとするときも、また同様とする。
- (資金運用部資金運用報告書)
- 第十三條 大蔵大臣は、毎年度資金運用部資金運用報告書を作成し、当該年度経過後四月以内に、審議会に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、当該年度の資金運用部資金の運用の状況及び運用資産の異動に關する重要な事項を記載するとともに、当該年度末現在の資金運用部の貸借対照表を添附しなければならない。
- (審議会の運営に關する細目の政令への委任)
- 第十四條 前五條に定めるものを除く外、審議会の運営に關し必要な事項は、政令で定める。
- (資金運用部資金の出納執行命令の委任)
- 第十五條 大蔵大臣は、資金運用部資金の出納執行の命令を部下の部局の長に行わせることができる。
- (資金運用部資金の運用に關する事務の委任)
- 第十六條 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、資金運用部資金の運用に關する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。
- 附 則
- 1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

- 2 預金部預金法(大正十四年法律第二十五号)は、廃止する。
- 3 この法律施行の際大蔵省預金部に屬する資産及び負債は、資金運用部に歸屬するものとする。
- 4 前項の規定により資金運用部に歸屬した負債のうち旧臨時資金調整法(昭和十二年法律第八十六号)第十條ノ四第一項及び第十條ノ五第一項に規定する証券並びに同法第十三條第一項に規定する貯蓄債券及び報國債券の発行に因る収入金並びにこれらの証券の買入償却金及び支拂未済の元本又は割増金(以下「債券収入金等」という。)で、臨時資金調整法の廃止に伴う措置に關する法律(昭和二十三年法律第二十一号)第四項の規定により日本勧業銀行から大蔵省預金部に預入されていた資金は、同項の規定にかかわらず、この法律施行の日にその全額を拂いもどすものとする。
- 5 日本勧業銀行は、前項の規定により拂いもどしを受けた債券収入金等の資金及び同銀行がこの法律施行前に臨時資金調整法の廃止に伴う措置に關する法律第四項の規定により拂いもどしを受けた債券収入金等の資金で同銀行が現に保有するもの(以下「債券収入金等の拂いもどし金」という。)を管理しなければならない。
- 6 債券収入金等の拂いもどし金の損益の計算の方法及び当該損益の歸屬について必要な事項は、政令で定める。
- 7 前項に規定する事項を除く外、債券収入金等の拂いもどし金の取扱

- 扱について必要な事項は、大蔵大臣が定める。
- 8 第三項の規定により資金運用部に歸屬した資産のうち、第七條の規定により資金運用部資金を運用することが出来るもの以外のものがあるときは、その資産の保有については、同條第一項及び第二項の規定の適用については、資金運用部資金を金融債に運用したものとみなす。
- 9 この法律施行の際政府の特別会計の積立金の運用に係る有価証券及び貸付金(簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金に屬する有価証券及び貸付金を除く。)は、その帳簿価額により資金運用部に歸屬するものとし、その帳簿価額に相當する金額の当該特別会計に屬する資金が、資金運用部に預託されたものとする。この場合において、資金運用部に歸屬した有価証券又は貸付金のうちに、第七條の規定により資金運用部資金を運用することが出来るもの以外のものがあるときは、前項の規定は、その有価証券の保有又は貸付金の貸付について準用する。
- 10 この法律施行の際簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金に屬する有価証券の保有並びにこの法律施行の際特別会計の積立金に屬する簡易生命保険法の規定に基く保険契約者に対する貸付金及び郵便年金法の規定に基く年金契約者、年金受取人又は年金統受取人に対する貸付金以外の貸付金の貸付については、第二條第二項の規定は、適用しない。

11 簡易生命保険及郵便年金特別会計において、前項の規定により保有している有価証券又は貸し付けられている貸付金について償還を受けたときは、その都度、その償還を受けた金額を資金運用部に預託するものとする。

12 他の法令中大蔵省預金部とあるのは、「資金運用部」と読み替えるものとする。

13 貯蓄銀行法（大正十年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。
第九條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同條第二項を削る。

14 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
第十五條第二項第二号中「大蔵省預金部若ハ」を削る。

15 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。
第二十九條第一項第二号中「大蔵省預金部若ハ」を削る。

16 普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
第二條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同條第二項を削る。

17 大日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。
第十七條中「大蔵省預金部其ノ他ヨリノ」を削る。

第十九條第二号中「大蔵省預金部」を削る。

部（ノ預金）を「資金運用部（ノ預託）」に改める。

第二十三條中「大蔵省預金部ヨリ借入金ヲ為ス場合其ノ他」を削る。

18 簡易生命保険法の一部を次のように改正する。
目次中「第五章 積立金の運用（第六十九條）」を削る。
第二條の次に次の一條を加える。
（保險金等の支拂の保証）
第二條の二 国は、簡易生命保險契約（以下「保險契約」という。）に基く保險金等の支拂を保証する。

19 郵便年金法の一部を次のように改正する。
目次中「第四章 積立金の運用（第四十二條）」を削る。
第二條の次に次の一條を加える。
（郵便年金等の支拂の保証）
第二條の二 国は、郵便年金契約（以下「年金契約」という。）に基く年金等の支拂を保証する。

20 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。
第四條第二号中「大蔵省預金部」の預金又は」を削る。

郵便貯金特別会計法案

郵便貯金特別会計法

（設置）

第一條 郵便貯金の事業の健全な経営に資し、その経理を明確にするため、特別会計を設置する。

（管理）

第二條 この会計は、郵政大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（資産及び負債）

第三條 この会計の資産は、この会計において保有する現金、預託金、第十二條の規定による郵政事業特別会計の保有金及び未収金その他の債権とする。

2 この会計の負債は、郵便貯金の預かり金に係る債務その他の債務とする。

（郵便貯金事業の業務取扱費等の経理）

第四條 郵便貯金の事業の業務の取扱に關する諸費及び同事業の業務に必要な諸費は、郵政事業特別会計の歳出として支出するものとす。

2 郵便貯金の事業の業務の取扱に關し、これに要する財源は、第二項に規定する収入及び予算の定めるところによりこの会計から郵政事業特別会計へ繰り入れる金額をもつて充てるとする。

2 郵便貯金の事業の業務の取扱に關し生ずる収入は、郵政事業特別会計の所屬とする。

（歳入歳出）

第五條 この会計においては、資金運用部預託金の利子、第十四條第二項但書の規定による借入金及び附屬雑収入をもつてその歳入とす。

第六條 郵政大臣は、毎會計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、左の書類を添付しなければならない。

一 前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（歳入歳出予算の区分）

第七條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第八條 内閣は、毎會計年度、この会計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第六條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第九條 この会計において、毎會計年度における損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理するものとする。

2 この会計において、毎會計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、積立金を減額して整理するものとする。

但し、その損失の額が積立金の額を超過するときはその超過額を、積立金がないときはその損失の額を損失の繰越として整理するものとする。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第十條 郵政大臣は、毎會計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

三

金の利子の支拂上現金に不足があるときは、郵便貯金の受入金と繰替使用することが出来る。

2 前項の規定による繰替使用金は、当該年度において償還しなければならない。

(一時借入金及び借入金)

第十四條 この会計において、郵便貯金の利子以外の歳出の支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度において償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還できないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において借入金をすることが出来る。

(借入金及び一時借入金の事務)

第十五條 前條第一項及び第二項但書の規定による一時借入金及び借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十六條 第十四條第一項の規定による一時借入金及び借入金と同條第二項但書の規定による借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(余剰金の預託)

第十七條 郵政大臣は、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第...号)第二條第一項の規定により預託する場合を除く外、この会計の余剰金を資金運用部に預託することができる。

(実施規定)

第十八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 政府は、この会計の毎会計年度の歳入が不足するときは、その不足を補てんするため、当分の間、当該年度において、予算の定めるところにより、一般会計からこの会計に繰入金をすることが出来る。

3 前項の規定による繰入金については、後日この会計から、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

4 この法律施行の際における郵便貯金の大蔵省預金部への預入金及び預入未済金並びに郵便貯金の預かり金に係る債権債務は、この会計に帰属するものとする。

5 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「郵便貯金、郵便為替及び郵便振替貯金の事業」を「郵便為替及び郵便振替貯金の事業、郵便貯金」に改める。

6 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第九條中第十六号を第二十二号とし、以下六号ずつ繰り下げ、第三号を第四号とし、以下第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同條第一号の次に第三号として次の一号

を加える。

三 郵便貯金特別会計の会計及び財務に関する法令及び手続を立案し、及び実施すること。

同條に第十七号から第二十一号までとして次の五号を加える。

十七 郵便貯金特別会計の決算をすること。

十八 郵便貯金特別会計の収入及び支出の調定及び出納をすること。

十九 郵便貯金特別会計制度に関する研究をすること。

二十 郵便貯金特別会計の原簿計算をすること。

二十一 郵便貯金及び郵便振替貯金の預かり金並びに郵便貯金特別会計の積立金及び余剰金を資金運用部に預託すること。

資金運用部特別会計法案

資金運用部特別会計法

(設置)

第一條 資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する。

(管理)

第二條 この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三條 この会計においては、資金運用部資金の運用利殖金、第四條第三項及び第九條第二項の規定による一般会計からの繰入金並びに附屬雑収入をもつてその歳入とし、資金運用部預託金の利子、資

金運用部資金の運用損失金、運用手数料、事務取扱費、第四條第三項の規定による繰越損失の補てん金、第十二條第二項但書の規定による繰替使用金の償還金及び附屬諸費をもつてその歳出とする。

(運用資産の価額の減損の処理)

第四條 資金運用部資金に属する運用資産で価額の減損を生じたものであるときは、この会計の決算上生じた剰余をもつて償却し、決算上の剰余がないときは、又は決算上の剰余をもつてその全額を償却できないときは、第八條第一項に規定する積立金をもつて償却しなければならない。

2 前項の規定により決算上の剰余又は積立金をもつて運用資産の価額の減損の全額を償却できないときは、その償却できない金額は、資金運用部資金の損失として繰り越して整理するものとする。

3 前項の規定する資金運用部資金の繰越損失は、第八條第一項に規定するところによりこの会計決算上の剰余金をもつて補てんする場合を除く外、一般会計から、予算の定めるところにより、必要な金額を繰り入れて補てんするものとする。

(歳入歳出予算計算書の作製)

第五條 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、歳及び項に区分する。

(予算の作製及び提出)

第七條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。

(決算上の剰余の処理)

第八條 この会計の毎会計年度の決算上、当該年度の資金運用部資金の運用利殖金及び附屬雑収入の収納済額の合計額(以下「収納済額の合計額」という。)から当該年度の資金運用部預託金の利子、資金運用部資金の運用損失金、運用手数料、事務取扱費及び附屬諸費の支出済額並びに当該年度における第十四條第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額の合計額(以下「支出済額等の合計額」という。)を控除して剰余がある場合において当該剰余金を第四條第一項に規定する積立金に充て、且つ、同條第二項に規定する前年度からの繰越損失がある場合には、これを補てんしてなほ剰余があるときは、その剰余の額の二分の一に相当する金額をこの会計の積立金として積み立てるものとする。

2 前項に規定する剰余の額から同項の規定により積み立てる金額を控除した剰余は、当該年度の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

(決算上の不足の処理)

第九條 この会計の毎会計年度の決算上、収納済額の合計額が支出済額等の合計額に不足するときは、

その不足する金額は、前條第一項に規定する積立金から補足するものとす。但し、第四條第一項の規定による運用資産の価額の減損の償却に先立つことはできない。

2 前項の決算上の不足を同項の規定により補足することができないときは、一般会計から、その補足することができない金額に相当する金額を、予算の定めるところにより、この会計に繰り入れて補足するものとする。

(歳入歳出決算書の作製)

第十條 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決算計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作製し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の決算には、歳入歳出決算計算書を添附しなければならない。

(資金運用部資金の繰替使用)

第十二條 この会計において、支拂上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による繰替使用金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一年内に償還することができる。

(利子の支拂事務の委託)

第十三條 大蔵大臣は、日本銀行に資金運用部預託金の利子の支拂を取り扱わせることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により日本銀行に資金運用部預託金の利子の支拂をさせる場合において、その利子の支拂に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

第十四條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十五條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廃止する。
大蔵省預金部特別会計法(大正十四年法律第十三号)
一般会計歳出の財源に充つる為大蔵省預金部特別会計より為す繰入金に関する法律(昭和十二年法律第十号)

3 大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年度の収入支出並びに昭和二十四年度及び昭和二十五年度の決算に關しては、なお従前の例による。

4 大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年度の納納の完結(以下「納納の完結」といふ。)の際同特別会計に属する資産及び負債は、納納の完結の際この会計に帰属するものとする。

5 納納の完結の際大蔵省預金部特別会計に属する積立金の額に相当する金額は、第八條第一項の規定によりこの会計の積立金として積み立てられたものとみなす。

6 この会計において、第八條第一項に規定する残余の額があるときは、当分の間、同條の規定にかかわらず、当該残余の額を、予算の定めるところにより、当該年度の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。但し、繰入のための当該年度のこの会計の歳出予算額が当該残余の額に不足するときは、その不足する額に相当する額を翌年度において繰り入れるものとする。

7 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第一條中「大蔵省預金部特別会計」を「資金運用部特別会計」に改める。

また資金運用部資金法案外二法律案の提出の理由を御説明申し上げます。
今回政府におきましては、国の会計に属する積立金及び余剰金の政府資金及び政府に準ずるものの資金の統合管理の実を上げるため、預金部預金法を廃止し、新たに資金運用部資金法を制定し、その統合した資金を確実かつ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄與せしめることといたしたいと存じまして、この法律案を提出した次第であります。

この法律案の要旨を申し上げますと、次の通りであります。

一、郵便貯金及び郵便振替貯金のうち、常時の拂いもし資金以外のものは、資金運用部に預託すべきものとすること。

一、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の契約者貸付金を除いた政府の特別会計の歳入歳出の決算上の剰余から生じた積立金は、すべて資金運用部に預託すべきものとすること。

一、国庫余剰金は、資金運用部に預託し得るものとし、米穀対日援助見返資金特別会計以外の政府の特別会計の剰余金は、資金運用部への預託の方法による以外に運用してはならないものとすること。但し、国債整理基金特別会計における国債の保有を除くこと。

一、資金運用部は、他の法律または政令によつて、資金運用部に預託される資金をも受入れるものとすること。

一、資金運用部預託金は、定期預託金のみとすること。

一、預託金の條件は、三月以上とし、それらの約定期間に応じて利率は四段階にわけ、最低年三厘五厘から最高年五厘五分まで五厘刻みとし、法定すること。

一、資金運用部資金の運用の対象は、国、地方公共団体、国または地方公共団体に準ずる法人及び金融債に限定することとし、特に金融債に對する運用については、資金運用部資金総額の三分の一、一の金融機関の発行する金融債の五割、一の金融機関の一回に発行する金融債の六割を越えてはならないこととすること。

一、資金運用部資金運用審議会を設置し、その組織及び権限について規定すること。

一、各特別会計の積立金で、現に預金部預金以外の方法で運用されているものについては、この法律施行の際、資金運用部にその資産を引継ぎ、その資金は資金運用部に預託されるものとする。但し、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金のうち、預金部預金及び契約者貸付金となつてゐるもの以外の運用資産は、それが償還される都度、資金運用部預託金に受入れることとし、当分の間は、同特別会計の積立金に属する運用資産として保有せしめること。

一、債券収入預金は、四月一日に全部日本勧業銀行に拂い渡し、同銀行に管理させること。

一、簡易生命保険及び郵便年金の支拂いは、政府が保証する旨法制化すること。

以上であります。
次に郵便貯金特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。

郵便貯金につきましては、従来郵政事業特別会計において経理いたして参つたのでありますが、本国会におきまして別途御審議を願つております資金運用部資金法の制定に伴ひまして、資金運用部資金の大宗であります郵便貯金の事業につきまして、その健全な経営をはかることも、その経理を明確にいたすため、新たに特別会計を設置して経理する必要があると認めましたので、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に本法律案の内容の概略を申し上げますと、第一に、郵便貯金事業の経理は、前に述べましたように本会計において行ふこととなるわけであり、その業務は従来通り郵政事業特別会計において行ふことといたします。関係上、業務の取扱ひに関する諸費及び業務に必要な諸費は、郵政事業特別会計の歳出として支出することとし、その財源につきましては、本会計から郵政事業特別会計に繰入れて経理することといたす点であります。

第二に、この会計の歳入歳出につきましては、資金運用部預託金の利子、借入金及び付属雑収入をもつてその歳入とし、郵便貯金の利子、郵政事業特別会計への繰入金、一時借入金の利子、借入金の償還金及び利子並びに付属諸費をもつてその歳出とすることといたす点であります。

第三点は、この会計において、郵便貯金の利子の支拂い上、一時現金に不足を来しました場合には、郵便貯金の

受入金を当該年度内に限り繰りかへ使用することができ、事業運営の円滑をはからうとする点であります。

第四点は、この会計におきましては、当分の間毎会計年度の歳入が不足することが予測されますので、その歳入不足を補填するため、当該年度において、予算の定めるところにより、一般会計からこの会計に繰入金をすることとができる道を開きますとともに、後日この会計の財政状況がゆたかになりましたあかつきには、この会計から当該繰入金に相当する金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰りもどすことといたす点であります。

以上、本法律案の主要な点について概略申し上げましたが、その他予算及び決算の作成及び提出等、この特別会計の経理に必要な規定を設けるとともに、この法律制定に伴つて郵政事業特別会計法及び郵政省設置法の一部を改正する必要があると認めたので、これらを附則で規定しようとした次第であります。

次に資金運用部特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。

今回政府におきましては、政府資金の統合管理の目的をもちまして、別途今国会に資金運用部資金法を提出いたします。御審議を願つておるのであります。

この資金運用部資金法を実施いたしますことになりました場合には、資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して、その経理の状況を明確にいたしますため、資金運用部特別会計を設けて経理することが適当と考

えられますので、この法律案を提出した次第であります。

その内容の要点を御説明申し上げますと、第一点は、この会計は大蔵大臣が管理することとしたし、その歳入歳出につきましては、資金運用部資金の運用利殖金、一般会計からの繰入金及び付属雑収入をもつてその歳入とし、資金運用部預託金の利子、資金運用部資金の運用損失金、運用手数料、事務取扱費、繰越し損失の補填金、繰りかへ使用金の償還金及び付属諸費をもつてその歳出とすることといたす点であります。

第二点は、資金運用部資金の運用資産の保全をはかり、運用資産に価額の減損を生じた場合には、この会計の決算上生じた剰余をもつて償却し、それをもつて償却できないときは、積立金をもつて償却し、なお償却できないときは、これを翌年度に繰越して整理し、一般会計から予算の定めるところにより必要な金額を繰入れて補填することといたす点であります。

第三点は、この会計の決算上剰余を生じた場合に、原則としてはその二分の一を積み立て、剰余を一般会計へ繰入れることといたしますが、当分の間は積立てを行わずに、剰余の全額を一般会計へ繰入れることといたす点であります。

第四点は、決算上不足を生じた場合には、積立金から補足することとし、なお不足する金額は一般会計から補足することといたしまして、第二点とあわせて資金運用部資金の運用資産の保全に資せしめようとするものであります。

第五点は、この会計において支拂い上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰りかへ使用することができようようにいたす点であります。

第六点は、その他予算及び決算の作成及び提出に関する手続等特別会計に必要な規定を設けることといたす点であります。

以上の理由によりましてこの三法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議いただかんとお願いいたします。

夏堀委員長 次に右三案を一括議題として質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許します。受田新吉君。

受田委員 大蔵大臣は……。

夏堀委員長 大蔵大臣は間もなく出席すると思ひます。その次にいたしまさか。――それでは土井直作君。

土井委員 私も受田君がやれば……。

夏堀委員長 大臣が出なければどうも質問はありませんが……。大臣は今参議院で会議中でありまして、間もなく出席すると思ひます。大臣以外政府委員で答弁ができる問題でありますならば、御質疑をお願いいたします。

石原(登)委員 実はこの問題ではすでに郵政委員会銀行局長の出席を求めまして、銀行局長にいろいろ質疑をしたのでありますが、全然答弁になつておりません。従つてわれわれは少くともこの答弁には、大臣以外の答弁はまったく無用だと私は考えますので、大臣から全般的な、根本的な問題の解明がないと、私はいくら質疑して

もむだであると思ふ。私は先般の委員会において、おそらく三時間近くやりましたけれども、まったくこれは骨折り損のくたびれもけけのような結果になつておりますから、すみやかに大臣が出席されることを要望いたします。

夏堀委員長 それでは暫時休憩いたします。

午後二時四十二分休憩
午後三時十一分開議
夏堀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

資金運用部資金法案外二案を議題として質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許します。受田新吉君。

受田委員 大蔵大臣が出席されたので、さつそくたゞ提出されております資金運用部資金法案について、大蔵大臣みずからの責任ある御答弁を請ひたいと思ひます。第一に、この法案がたゞいま政府委員より御説明ありましたるごとく、国会に突如として提出せられ、特にこの法案については、歴史的に見て、すでに第五国会において国会の決議となり、またその次に閣議の決定を得、昨年またあらためて閣議の決定を得て、当然これは郵政省の所管の運用とすべきであることを、国民代表も政府もこぞつて支持したものであります。が、わずかにドッジ書簡によつてその解釈が非常に積極的に、大幅に、むしろこれを大蔵省の独善的な解釈へこじつけるとして、この法案が提出されたという感じをわれわれは受けるのであります。

この法案について第一に伺いたいことは、大蔵大臣としてそも／＼この簡

易保険事業といふものを、民間保険などとかつた立場で、その資金の運用面だけは、大蔵省がともよいのだ、君たちはその加入者との契約及びそれを必要の場合に貸付金その他保険料の支拂い等の事務をすればいいのだという、大事な保険事業のうち運用面だけを抜き去るということが、保険事業として本質的に成り立つかどうか。大蔵大臣は保険事業を民間保険の形態よりも特別なものに切りかえようとして、こういう法案を出されようとするのか、あるいは保険事業そのものは、実質的に見て本質を失わしめないように考えようとするのか、この問題を伺いたいと思つております。

○池田田務大臣 たいま御質問の問題は、重要な問題でございまして、しばらく時間を借りまして、経過を御説明申し上げたいと思つております。

御承知のごとく太平洋戦争前におきましては、お話のように、簡易保険で集められた金は、通信省で運用いたしておつたのでありますが、戦争中郵便貯金その他と一緒に運用する方が、資金の効率的な使用ができるという考えのもとに、一括することに相なつたのであります。しこうして終戦後昭和二十一年一月に總司令部の指令が出まして、これは今まで通り合同して運用しなければならぬ、こういう指令が来たことは御承知の通りであります。その後におきまして、衆参両院の決議もあり、また閣議において議論した上に、簡易保険等の性質から考えまして、運用におきましても、單に資金面の運用ということばかり考えるのもいかなるものかといふので、戦前にもどすといふ一応の決定を見たのであります。し

かし何と申しましたも指令が出ておりますので、関係方面に相談しなければ実行できないことは、あなたも御承知の通りだと思つております。しこうして、昨年秋、予算の編成にあたりまして、また預金部資金の運用にあたりまして、とにかく新機軸を出し、不足した民間資金に對して潤いをもたせなければならぬといふ考えのもとに、預金部の運用につきましても国会の決議を參照して、われわれの堅持も申し述べまして、運用につきましても改革をしようといふたのであります。し

かるところ御承知の通り預金部資金は、今まで公債あるいは地方債にしか許されておりました。その他への運用は許されておりました。しかし一昨年の暮れ、非常に金詰まりの問題が起りましたので、とにかく例外的に預金部資金を、一般市中銀行並びに無盡信用組合等の金融機関に、特別の預託を許してもらいたいといふので、今までの規定にない、いわゆる預金部の指定預金を一昨年の十二月にして、年末の金詰まりをしのいで来たのであります。その後におきましても、預金部資金運用につきましても、十数回あるいは数十回といつていいほど、関係方面と折衝したのであります。今、この状態からいって、やはり簡易保険等特別の考慮を拂うという気持はわかるけれども、實際資金を合同して運用する方が、日本の今の状態としては、当然考えなければならぬ、しかも零細な預金を預つておる以上は、今までのような預金部資金の運用というのではないか。これは郵便貯金特別会計を設け、簡易保険あるいは郵便年金の各特別会計を改組して、さうして資金運用部という別の

ものを設けて、それから借用証書を出しまして、全部資金運用部においてこの資金を運用しなければならぬといふ、強い示唆があつたのであります。従いまして、私は諸般の情勢を考え、なるべく現状から大なる変化を起さないうまいといふので、初めは六十九條のみならず、今まで郵政省でおやりになつてゐる三十数億円の貸付のものも、大蔵省へ持つて来るという話があつたのを、折衝いたしまして、この分は郵政省に残すようにいたしたのであります。この点につきまして、いろいろ議論はございまして、われわれとしては今の資金運用につきましても、できるだけ効果を上げる考えのもとに、しかもまた郵政省でお集めになつた金でありますので、この運用について万全を期するために、特に総理大臣を会長とし、郵政・大蔵大臣を副会長とする審議会を新たに設け、さうしてお集めになつた郵政省の気持も十分運用に反映するやうな一う気持でやつておるのであります。しこうして私がこの問題につきまして折衝の経過は、今まで困窮あるいは地方の貸付金にのみ限られておつたこの郵便関係の資金が、金融債へ流れることになつて、しかも早くに流す必要があるといふので、資金運用部資金特別会計を設けることを條件に、今年度におきまして二百億円の金融債引受けの事ができ、また来年度を設けることを前提にいたしまして、四百億円の金融債引受けの事がまゝなつたのであります。関係方面の考えでは、今までのようなやり方ではないけな

い、とにかく零細な大衆の預金であるから、政府が一手に引受けて、さうしていわゆる信託勘定と申しまするか、さういふかつかうで、この資金の運用につきましては、どこから見てもいかなる磐石の構えで行かなければならぬといふので、さういふ法案を提出するに至つたのであります。

○受田委員 私は今大蔵大臣から御説明をいただいたので、この法案を出すに至つた経過を、政府側の立場から了解するのでありますが、今お尋ねした根本的問題は、保険事業そのものの本質的な性格を抹殺してまでも、これをあえて大蔵省にひつぱらうとしたその理由、特に保険事業を民間保険の立場と比較検討をして、保険事業そのものはすべて契約者との間におけるところの約束を履行するところにおける使命があるものでありますから、それを果たするためには契約をしたその瞬間から、契約者と事業主ととは特別の大きな拘束を受けることになる。その拘束を果すためにはいろいろの費用がかかる。たとえば受入れの監査をするとか、そのほか保険契約者の保健施設を設けるとか、さういふようなものはすべて積立金によつてこれをまかななければならぬ。ところがその大きな積立金をこつそり持つて行くといふことになる。また事業経営のうちで、加入すること、契約者の死亡した場合に保険料を支拂うとか、あるいは保険証券担保の貸付をやるとか、あるいは、單なる事務的処理だけを郵政省がやつて、さうした大蔵省の積立金はこつそりよそ持つて行くといふことは、保険事業そのものから見て、特に官営の保険事業から見て、わけて社会保険との大きな性格の相違である本質を、この簡易保険の立場より奪い去らうとする

のか、あるいはその本質的なものは残して、このことを考えようとするのかをお尋ねしたのであります。御答弁がなかつたのでこれをお伺いします。

○池田田務大臣 先ほど答弁の中に簡単にその気持を申し表わしたつもりでございまして、簡易保険あるいは郵便年金の性質から申しまして、契約者貸付等、特殊の事情も考えなければならぬので、一應閣議では私は残すことに賛成したのであります。しかるところ大きな問題、すなわち資金を合同運用して効果を現わす必要があるといふ大きな目的のために、今御審議願うような法案になつたのであります。しこうして契約者貸付等を全然否定するものではございませぬ、私はたとい大蔵省で運用いたしません、私はたとい大蔵省で運用いたしませんけれども、さういふ点は考へて行かなければならぬ問題で思つております。

○受田委員 私がお尋ねしておるものは、この保険事業のうちで、積立金といふ重要な運用の面を持つて行かれて、あとに残る事業の今申し上げた加入とか、もしくはその保険料の支拂いとかいふことだけを郵政省に残しておるといふそのものが、いまだかつて世界の保険事業界を見ても、その運用の面を奪い去つたものはないと、われわれはいろいろの方面からこれを知ることができるのであるが、今度初めて大蔵省の獨善的なこの法案の実施によつて、その保険事業の本質を奪い去らうとするものではないかといふことをお伺いしておるのであります。

○池田田務大臣 大蔵省が獨善的とおつしやつても、私は閣議決定をいたして出したのであります。しこうして從來も簡易保険あるいは郵便年金の金

は、御承知の通り大蔵省の預金部に來ておつたのであります。ほとんど大部分來ておつたのであります。しこうして契約者貸付金は先ほど申し上げましたように、郵政省に残すことにいたしました。しかも今まで簡易保険、郵便年金で集まつた金は、ほとんど大部分大蔵省預金部に來ておつたのであります。今後は一定の利子証券にいたしました。そして郵便年金、簡易保険につきましても、相當の利子が出るような利子を持つておると私は記憶いたしましたのであります。郵便貯金の方は原価が高くなりますので、五分五厘かの利子では赤字が出ますので、一般会計から補助することにいたして

れようとする、その本質的なあなたの御意見を伺いたいののであります。

あるときには、積立金の運用そのものは郵政省がこれを掌握しておるのであります。その利子やというものを大蔵省がごつて利用するというようなことでなくて、それを契約者の便益に供するように分配する。この保險事業の本質的なものが見られるのです。この点、その一部のあてがい扶持を郵政省に與えて、いいところの計を大蔵省が吸おうという、こういう警備が十分ここで表現できると思ひます。いかがでしょうか。

ら、大蔵省が独断をしたとか何とかいう氣持はない。財政金融の立場から、また保險事業の立場も考慮して、私はこの制度が一番いいと考えておるのであります。

をこらなくださなくても、大蔵省が独断的にどうやつておるのではございせん。今預金部資金二千億圓につきまして、どういふところへ運用しておるかといふことをこらになればわかるかと思ひますが、國債並びに地方債が主であるのであります。しこうして現地の方に還付するということが、まことにけつこうな話です。しかし郵便貯金の多いところに必ずしも行つていない。郵便貯金が多いからあなたの県の地方債はたくさん引受けましょう。あなたの県はあまり貯金がない貧乏県だから、災害があつても引受けません。しこういふことは言つておられません。しかも地方債の引受けにつきましては、地方自治庁がニシアチブをとりまして、しこうして大蔵省は出して行つておるのであります。ところがお話のように、この保險契約者の多いところに金を出そうといつて、どういふふうにしておるか、今のところはやはり國債、地方債あるいは公共団体の短期貸付、これに限られておるのであります。そこで私といたしましては金融債を引受けけることを新たに認めてもらつて、これができるだけ農林中央金庫あるいは商工中金に出して、現地還付をやるうとしておるのであります。もちろん私は優先的には、國債を發行いたしませんから、地方債の方にしたい。余給金は食糧証券の方に使ひ、しこういふのであります。私は郵便局の仕事に三、四十年來携つておる。私の中学、小学校の友達もかなり郵便局関係の人がおりました。しこういふ事情を二、三年來聞いております。しこういふ事情であつたに劣らないようにやつておる。私も郵便局長の子供であります

〇田田國務大臣 これは議論のあるところでございます。郵便貯金と簡易保險、あるいは郵便年金をわけて使う方がいいか、あるいは一緒にして合同運用的な使ひ方をした方がいいかといふことになりまして、かなり議論があるのであります。財政金融面から申しますれば、指令が出ましたように、またドッジの覚書が出ましたように、一緒にして運営することが効果的と考えられましよう。しこうしてまた保險自体の性質から申しますれば、これを別個に運用して行き、ある程度は契約者の貸付に向け、ある程度は一般財政金融に使うというふうな考え方もありましよう。しかるところ先ほど申し上げましたように、戦争中かと一緒にするようにはいたしまして、しかもあの六十九條は司令部の指令によつてストップしておるのであります。しこうして向うの司令部の考え方としては、ぜひともこれを制度化せ、しこういふふうな考え方が強いのでございまして、先ほど申し上げましたように話し合ひがしこういふところにおちついたのであります。議論のあるところでありまして、私はしこういふうににするのがすつきりした考へであるところと今ところは考へております。

〇田田委員 今大臣は軽くこれを扱われておるのでありますが、それは今までも大蔵省の預金部が握つておつたんだといふことであります。簡易保險事業三十年の歴史から見ても、それは本質的なものでなくして、この簡易保險法の第六十九條の問題であつて、本質的なものは郵政省が握つておるのである。それを便宜の、一時的な措置をしていくにすぎないのですが、その本質的なものを今度大蔵省に移すといふことになるのであります。今の御意見と私がお尋ねしようといふことは、本質的に相違があると思ひます。すなわちこの簡易保險法の六十九條に掲げてあるあの運用の問題を、原則として郵政省が握つておるこの規定が削除さ

〇田田委員 今大臣は軽くこれを扱われておるのでありますが、それは今までも大蔵省の預金部が握つておつたんだといふことであります。簡易保險事業三十年の歴史から見ても、それは本質的なものでなくして、この簡易保險法の第六十九條の問題であつて、本質的なものは郵政省が握つておるのである。それを便宜の、一時的な措置をしていくにすぎないのですが、その本質的なものを今度大蔵省に移すといふことになるのであります。今の御意見と私がお尋ねしようといふことは、本質的に相違があると思ひます。すなわちこの簡易保險法の六十九條に掲げてあるあの運用の問題を、原則として郵政省が握つておるこの規定が削除さ

〇田田委員 今大臣は軽くこれを扱われておるのでありますが、それは今までも大蔵省の預金部が握つておつたんだといふことであります。簡易保險事業三十年の歴史から見ても、それは本質的なものでなくして、この簡易保險法の第六十九條の問題であつて、本質的なものは郵政省が握つておるのである。それを便宜の、一時的な措置をしていくにすぎないのですが、その本質的なものを今度大蔵省に移すといふことになるのであります。今の御意見と私がお尋ねしようといふことは、本質的に相違があると思ひます。すなわちこの簡易保險法の六十九條に掲げてあるあの運用の問題を、原則として郵政省が握つておるこの規定が削除さ

〇田田委員 今大臣は軽くこれを扱われておるのでありますが、それは今までも大蔵省の預金部が握つておつたんだといふことであります。簡易保險事業三十年の歴史から見ても、それは本質的なものでなくして、この簡易保險法の第六十九條の問題であつて、本質的なものは郵政省が握つておるのである。それを便宜の、一時的な措置をしていくにすぎないのですが、その本質的なものを今度大蔵省に移すといふことになるのであります。今の御意見と私がお尋ねしようといふことは、本質的に相違があると思ひます。すなわちこの簡易保險法の六十九條に掲げてあるあの運用の問題を、原則として郵政省が握つておるこの規定が削除さ

〇田田委員 今大臣は軽くこれを扱われておるのでありますが、それは今までも大蔵省の預金部が握つておつたんだといふことであります。簡易保險事業三十年の歴史から見ても、それは本質的なものでなくして、この簡易保險法の第六十九條の問題であつて、本質的なものは郵政省が握つておるのである。それを便宜の、一時的な措置をしていくにすぎないのですが、その本質的なものを今度大蔵省に移すといふことになるのであります。今の御意見と私がお尋ねしようといふことは、本質的に相違があると思ひます。すなわちこの簡易保險法の六十九條に掲げてあるあの運用の問題を、原則として郵政省が握つておるこの規定が削除さ

〇田田委員 今大臣は軽くこれを扱われておるのでありますが、それは今までも大蔵省の預金部が握つておつたんだといふことであります。簡易保險事業三十年の歴史から見ても、それは本質的なものでなくして、この簡易保險法の第六十九條の問題であつて、本質的なものは郵政省が握つておるのである。それを便宜の、一時的な措置をしていくにすぎないのですが、その本質的なものを今度大蔵省に移すといふことになるのであります。今の御意見と私がお尋ねしようといふことは、本質的に相違があると思ひます。すなわちこの簡易保險法の六十九條に掲げてあるあの運用の問題を、原則として郵政省が握つておるこの規定が削除さ

〇田田委員 今大臣は軽くこれを扱われておるのでありますが、それは今までも大蔵省の預金部が握つておつたんだといふことであります。簡易保險事業三十年の歴史から見ても、それは本質的なものでなくして、この簡易保險法の第六十九條の問題であつて、本質的なものは郵政省が握つておるのである。それを便宜の、一時的な措置をしていくにすぎないのですが、その本質的なものを今度大蔵省に移すといふことになるのであります。今の御意見と私がお尋ねしようといふことは、本質的に相違があると思ひます。すなわちこの簡易保險法の六十九條に掲げてあるあの運用の問題を、原則として郵政省が握つておるこの規定が削除さ

〇田田委員 今大臣は軽くこれを扱われておるのでありますが、それは今までも大蔵省の預金部が握つておつたんだといふことであります。簡易保險事業三十年の歴史から見ても、それは本質的なものでなくして、この簡易保險法の第六十九條の問題であつて、本質的なものは郵政省が握つておるのである。それを便宜の、一時的な措置をしていくにすぎないのですが、その本質的なものを今度大蔵省に移すといふことになるのであります。今の御意見と私がお尋ねしようといふことは、本質的に相違があると思ひます。すなわちこの簡易保險法の六十九條に掲げてあるあの運用の問題を、原則として郵政省が握つておるこの規定が削除さ

〇田田委員 今大臣は軽くこれを扱われておるのでありますが、それは今までも大蔵省の預金部が握つておつたんだといふことであります。簡易保險事業三十年の歴史から見ても、それは本質的なものでなくして、この簡易保險法の第六十九條の問題であつて、本質的なものは郵政省が握つておるのである。それを便宜の、一時的な措置をしていくにすぎないのですが、その本質的なものを今度大蔵省に移すといふことになるのであります。今の御意見と私がお尋ねしようといふことは、本質的に相違があると思ひます。すなわちこの簡易保險法の六十九條に掲げてあるあの運用の問題を、原則として郵政省が握つておるこの規定が削除さ

し、今の郵便局長の叔父であります
が、實際のことを知っている。そこで
いろ／＼なことを考えてみて、これよ
りほかになんかあるところはない、こ
ういふ結論に立ち至つておるのであり
ます。数回親友から陳情を受けておる
ことも知つております。非常に手紙が
来ておることも知つております。私は
自信を持つてこの措置をとつておるの
であります。

○受田委員 今大臣は、郵政職員の家
庭に生れ、現に郵政職員が親類にある
という、従つて非常に下情に通じてお
るというお説であります。下情に通
じておればおるほどこの問題は真剣
に、あつさり自分は自信を持つてやら
れたと言われたけれども、現に二十六
万の従業員と加入者たちが、ござつての
猛運動をやつておる。私もこれはあ
なたのお説とずつと違つておると思
うのであります。あなたの方にはこれ
を大蔵省に切つかえるようにしてもら
いたいというやうな陳情をされておる
のであります。か、こういうことにつ
いてちよつとお尋ねしたい。

○池田国務大臣 いろ／＼なことがあ
りまして、私のところに来る最近の手
紙や電報は、私の考えに反対の人々
の方が多いのであります。しかし私はい
ろ／＼な事情を考へて、この際としては
こうやるのが適當であるという結論に
立ち至つたのであります。

○受田委員 私はここで一つ重大な問
題を大臣に投げかけたいと思つてい
ます。先ほどもから閣内閣の言葉
を盛んにお出しになるのであります
が、ドッジ書簡なるものが昨年の十一
月二十日出された。このドッジ書簡な
るものを、大臣は非常に強く積極的解

釈をされておると思つております。今資金
の統一の問題であります。このドッ
ジ書簡を見ても、あの中は資金
運用部に入れる資金とあつて、受入
れる資金の財源については、どうい
ふにしなければならぬかというこ
とは一切触れておりません。従つてこれ
はわざ／＼大臣が、積立金をこつち
にまとめるというやうな積極的解
釈をされておるのではないかと。またあちらと折衝
をされる場合に、この輿論を十分向
うに反映させて、実はこの簡易保險の積
立金の運用と郵便年金の積立金の問題
は、こういう輿論があるのだ、こ
ういふ輿論の動向を十分に向うに示して
いただかなければならぬ。私はマ元帥を
最高司令官とする占領政策は、困の輿
論を無視してまで強く当られること
はないと思ひます。民主主義的に占領政
策を行つておられると思ふ。従つて輿
論の動向を無理やりに切りかへるや
うな、そうした強いあなたの政策が行
われようとは私は思ひません。従つて大
臣自身が大蔵省の預金部資金の運用の
立場から、常にあちらさんとの折衝に
強くなつて、郵便省所管の問題
については、とかくこれを輕視して
おるのではないかと。その一、二の現
れとして、郵政大臣が先般このわけ／＼
の委員会に出て来られて答弁された中
にも、われ／＼はあくまでも最後ま
で努力する、六十九條の存置はあくま
でがんばる、こういうことを最後まで
言つておられる。しかしこれが最後に
閣議でこうして郵政大臣が大蔵大臣に
同調されたということは、おそろしく大
蔵大臣が強力な押しの一手で、濃厚な
田村さんに圧力を加えて承服せしめ
たのではないかと、私は非常な危惧を

抱いておるのであります。閣議の実態
を十分つかむことはできませんけれど
も、あの従来から濃厚な田村大臣が守
り來つた誠意ある努力に対して、池田
さんは非常に豪傑な方であるから、
おそろしく田村さんを遂に威伏せしめた
という結論を私は持つておる。こ
ういふ問題に対して少くとも池田さんは占
領軍と折衝される場合に、政府の最高
者としてあなたが當つておられる場合
に、そういういろ／＼な省の実態をつ
かんで、自分の一人よがりにならない
やうに折衝されたかどうか。この問題
についてドッジ書簡には、国民的な運
動として、保險金の積立金をあくま
で郵政省に守つて、地方還元をせしめ
てもらいたいという、この熱心なる願
いは何ら現われておりませんが、ドッ
ジ書簡が出されるに至つた大臣のセク
ト的な考へで置かれたか、広い立場
から常に公平な立場で置かれたか、こ
の点については特に大臣の責任ある答
弁を願ひたいのであります。

○池田国務大臣 答弁は常に責任をも
つてやつております。閣内閣の折衝
の点につきましては、一部始終を申し上
げるわけに行きませんが、そのドッジ
の覚書をごらんになりますとおわかり
になると思ふのであります。覚書が
出る前に話をつけ、結論に到達いたし
たのであります。しかし私は参議院、
衆議院並びに閣議に今のことを話しま
して、自分としてはなか／＼引受けか
ねるというところまで行つたら覚書が
出たのです。これでわかちだるうと
思ひます。し、こうして閣議で問題にな
りまして、初め郵政省と大蔵省との間
では、この三十數億円のあの貸付につ
きまして、閣内閣方面は強力に大蔵省

に持つて来い、こういうことであつた
のであります。私は特にお願いして、
それはいけません、こういうので郵政
省に残るやうにしたことは、田村君も
知つておると思ひます。私は田村君が
この問題について、自分で何回司令部
に行かれたか存じませんが、私として
は数回話をしておりました。特にまた
西方面と六十九條の問題、あるいは簡
易保險の貸付三十數億圓をこつちに置
いておくために、何回事務當局に行か
したか。結局やうやく三十何億の貸付
の分は、とにかくそういうことならば
この分だけは折れようというこ
で折れたのであります。私は決してあなた
たちの氣持を知らずにやつたわけでは
ない。私が覚書を出してもうかうことが
適當だということ、その前にこ
ういふやうにしなければならぬといふこと
を強く指令せられたから、行つたので
あります。それでどういふあなたの強
い考へなら、証拠をもらいたい、こ
ういふで覚書が出たのであります。そ
の辺のことは大蔵省の事務當局も知つ
ておられますし、郵政省の事務當局
も知つておられます。この点につ
いて三十數億圓の貸付をもつことに
ついて、いろ／＼微力ながら私は努力を
したことは、田村君も御承知だと思
ひます。何も私は威圧的にどういふ
わけではないのであります。私も政治
家として、どのくらい皆さんの氣持が
あるかといふことは、十分知つてやつ
たことではあります。

問題を中心として、国会の審議権をい
つも無視して、どん／＼国会がきめ
たことでも、また国会が開かれておら
ないときをねらつて、実にその時間の
利用が巧妙に、日曜日を利用するとか
いう方法で、突如として閣議でいろ
ろなことを決定される傾向がある。こ
ういふ点は、國權の最高機關を無視す
るということは占領政策ではないので
あります。その最高機關の決議を
尊重する、国会の審議権を尊重する
という点で、少くとも最大多数を握つて
おられる自由党の政府は、必死になつ
てこの審議権を守るために闘わなけれ
ばならぬ。その國權の最高機關である
衆参兩院できめられたことが、あなた
も弊履のごとく捨てられる。そして閣
議でもきめられたことが、たちまち半
年を出でずしてこれをかえられる。か
ような朝令暮改の政府の政策で、どう
もあなたの方の折衝されるときにお
いて努力が足りない。これは国会で決議
されたのだから、国会の審議権を無視さ
れるといふことになれば、辭職をする
といふまでの覚悟でもつてやらねば
ならぬ。この点において、国会
審議権尊重に對する立場と、それを占
領軍にいかによ具現すべく説明されたか
を伺ひたいのであります。

○池田国務大臣 私はあなたの方のお考
へを十分知つております。今お話
申し上げましたやうな努力をいたした
のであります。し、こうして私の努力が
足りなくして、国会の審議権を完全に
發揚なさるとすれば、ここで今御審議
願つておるものがそれなのであります。
政府當局といたしまして、予算の作成
につきましては、占領下でございま
すから、向うの指令を得なければなり

○受田委員 今の御説明で、大臣の立
場はわかるのであります。しかし大
臣としてちよつと考へていただかなけ
ればならぬことは、どうも今のあなた
の方の政府がやられることは、あの電力

ません。その指令を得るにつままし
て、今まであらゆる努力をしたとい
ことは、申し上げた通りであります。
しこうしてこれをどうするかというこ
とは、あなたの方のお力であるのであ
ります。

○受田委員 もちろんわれ／＼がこれ
を決定するのでありますから、政府が
法案を出されることに對しては、われ
われは飛びさうとどうしようも、そ
れは国会の意思である。しかしあなた
方が閣議で決められたことが、国会の
決定を尊重のごとく捨てられている。
国会の意思を尊重して、あなた方は行
政府の責任者としておやりになるべ
きである。国会の決議を無視して、法案
を／＼／＼お出しになる。この点を私
は申し上げておるのであつて、この点
においては国会の決議を尊重する方向
で、行政府は国会の出店として進んで
行かなければならない。そういう御努
力が足りなかつたといふことを、私は
指摘せざるを得ないのであります。こ
ういふ点で大蔵大臣のその立場から、
やむを得なかつたこととおししやい
ますが、少くともこの問題は、セクト
主義的な郵政省の感覚でなくして、郵
政官僚たちの立場のみでなくして、全
国のあらゆる従業員と地方加入者の声
であるといふことは、はつきりし
ておかなければならぬ。こういう点に
ついて、ドッジ書簡そのものの中に
も、今指摘したように資金運用部に受
入れる資金としておつて、そのどれど
れを受入れるという財源については、
触れていないのであります。ドッジ書
簡の解釈は、ただ単にあなたが公表
された後に出版されたものであつて、これは
問題でないのだといふ立場をとられる

のか。この書簡を知つておる国民は、
この指摘されてない財源について、
わざ／＼大蔵大臣がこれを特に入
れて、大蔵省から政府原案として出した
のではないかという疑義を持つておる
わけですから。その点について御説明願
ひたいと思ひます。

○池田田務大臣 すらつとこの覚書
を読んでいただければ、おのずからわかる
と思ひます。私は話合ひの上で簡易保
険及び郵便年金、郵便貯金は、全部資
金會計に入ると考へております。もし
解釈が誤りだとすれば、関係方面にお
聞きになるとわかると思ひますが、私
はそういう話合ひでできておるもので
ありますから、話合ひ後にそれを讀みま
して、今のように結論を出したのであ
ります。しこうして輿論の声を聞いて
おるか、これはもちろん聞いておりま
す。先ほど申し上げましたような特別
の関係がありますので、特に私は國務
大臣としても、このことにつままして
は知つておる方でありま。決して
無視したり、独善的にやつたわけでは
ございません。結論が輿論に反するか
らといつて、独善的だと言われるのは
困るのであります。私はセクシヨナリ
ズムでなしに、国のこと全体を考へ
て、結論に到達したのでござい。す。

○受田委員 大臣も時間があまりない
かもしれませんので、私一人が発言し
ても他の方に迷惑であります。どう
も私が納得できない点は、この保険事
業の性格が、今あなたの御説明では、ど
うしても大蔵省に移管された場合に、
本質的に切りかえられるおそれがある
と思ひるのであります。保険事業その
ものは、民間保険と同じ性格を持つて、
困窮保険も本質的には、事業の経営者

が同時に積立金の運用までするとい
うところまで行かなければいけないと思
ひます。それを削り取られるというこ
とは、それを適当に大蔵省が利益が多
いように運用していけばいいやない
かとおつしやるのですが、その本質が
失われた保険事業といふものは、世界
のどこにあるかといふことでありま
す。商法と保険法の関係と比較して
も、この簡易保険のような事業とい
ふものが、保険事業の本質を失つてはな
らぬといふことは、双方の條文を對照
しても、はつきりわかると思ひます。
そういうものが今あなたの方にひつ
ぱつて行かれると抹殺される。保険事
業の本質的な性格をかえらうという結論
になるが、それでよろしいか。つまり運
用の面を取上げたのだ。そうしたら保
險事業の事業経営主体といふものは、
大事な資金を持たない、かすを持つた
経営者することになる。これで保険事
業は成り立つかどうかといふこと、こ
れをひとつ保険事業の解釈の立場か
ら、御説明をお願いしたのであります。
そこを非常に心配しております。

○池田田務大臣 簡易保険で集められ
た金を、資金運用部に全部預け入れ
る。あるいは集めた金の一部分を契約
者の貸付に充てるか、問題だと思ひま
す。私は集まつた金全部を資金運用部
に入れなければならぬといふのではな
しに、契約者貸付の道もおいておる
と思つております。また五分五厘の利子
をもつた後の積立金の運用につま
まして、考えられないこともないと思
ひます。しこうして資金全体の使い方の
問題につまましては、先ほど来申し上げ
ましたように、郵政大臣も関與する
ことに相なつております。

○受田委員 私もこれで終りますが、
もう一言申し上げておきます。契約者
貸付などといふことは当然のこと
です。当然契約者が要求する場合に、そ
の金までも積立金の運用という美名で
もつてやられたのでは、これはまこと
に赤子の手をねじるようなもので、そ
れを何か恩恵を施すかのようにおつし
やる。これがどうも氣に食わない。こ
れは当然やるべきことです。大事な本
質的な積立金の運用については、あ
てがい扶持で郵政省に返して行つて、運
用の利さやば／＼そりポケットに入れ
る。国家の保険事業であるといつて、
安心して加入しておる人たちが、終戦
後その長期付金ももつておらない。
そして保健衛生施設の方にまわされる
金もわず／＼しかもつておらない。こ
れでは保険に加入する人が、保険事業
を利用するに事欠いておる、これで
は新しく入る者はない。そんなたより
ない保険に入らなくてもいいじやない
かといふことになつて、せつ／＼／＼國
營の保険事業がその本質を抹殺されるた
め、第一線の人々に失望を與えるこ
とになる。この意味において、大臣は
契約者貸付といふことを先ほどから
五、六回言われましたが、このよう
なことでは説明できないような問題があ
る。この点世界中にまだかつてない
保険事業の本質的な大変革を、大臣は
おやりになるといふことになるので
す。それでよろしいか。

○池田田務大臣 この問題は、当初の
根本問題から話しておるのでございま
す。資金の合同運用が、國家の資金計
画からいつて必要だといふ結論であつ
たのであります。だから余つた積立金
につまましては、これを資金運用部へ

入れて、合同運用しようといふ考
で、御審議願つてゐる。そのことの
い悪い議論がござい。し
し私は今の情勢をいたししては、簡
易保険の金であらうと、郵便年金であ
らうと、あるいは郵便貯金であらう
と、一緒に運用した方が効果的だとい
うのであります。しこうして資金運用
部の余つた金をふところへ入れるとい
ひますが、何も大蔵省が独断するわけ
ではござい。しこうして大蔵省
は五分七厘とされた場合におきまして
も、郵便貯金の方では損をいたしま
すので、十数億円も一般會計から、國民
の拂われた税金から、郵政省の方へ入
れておるのであります。何も大蔵省が
金を預かつておるから、独断でふとこ
ろへ入れる、そういうような氣持はな
いのであります。大蔵省は金を預かつ
てゐるので、支配しておるだけであ
ります。大蔵省独断でやるといふよう
なことはありません。

○受田委員 もう一つ、これで質問を
打ち切りたいと思ひますが、この資金運
用部資金の法案を出されることは、
暫定的な立場から出されるといふこと
になつてゐるのか、もしくは恒久的な
立場で出されておられるのか、これを
お伺ひしたいのです。

○池田田務大臣 それに書いてありま
す通り、当分のうちとか何とか載つて
おりませんので、建前は恒久的な建前
でござい。す。

○受田委員 建前は恒久的だといふこ
とになつて来ると、これは本質的な場
合は恒久的といふことになるのです
が、しかしこのドッジ書簡、それから
マ書簡とかいふものを通じて見たとき
に、マ元帥自身でさえも、すでに日本

○池田田務大臣 建前は恒久的な建前
でござい。す。

○受田委員 建前は恒久的だといふこ
とになつて来ると、これは本質的な場
合は恒久的といふことになるのです
が、しかしこのドッジ書簡、それから
マ書簡とかいふものを通じて見たとき
に、マ元帥自身でさえも、すでに日本

○池田田務大臣 建前は恒久的な建前
でござい。す。

○受田委員 建前は恒久的だといふこ
とになつて来ると、これは本質的な場
合は恒久的といふことになるのです
が、しかしこのドッジ書簡、それから
マ書簡とかいふものを通じて見たとき
に、マ元帥自身でさえも、すでに日本

○池田田務大臣 建前は恒久的な建前
でござい。す。

○受田委員 建前は恒久的だといふこ
とになつて来ると、これは本質的な場
合は恒久的といふことになるのです
が、しかしこのドッジ書簡、それから
マ書簡とかいふものを通じて見たとき
に、マ元帥自身でさえも、すでに日本

○池田田務大臣 建前は恒久的な建前
でござい。す。

○受田委員 建前は恒久的だといふこ
とになつて来ると、これは本質的な場
合は恒久的といふことになるのです
が、しかしこのドッジ書簡、それから
マ書簡とかいふものを通じて見たとき
に、マ元帥自身でさえも、すでに日本

○池田田務大臣 建前は恒久的な建前
でござい。す。

○受田委員 建前は恒久的だといふこ
とになつて来ると、これは本質的な場
合は恒久的といふことになるのです
が、しかしこのドッジ書簡、それから
マ書簡とかいふものを通じて見たとき
に、マ元帥自身でさえも、すでに日本

この経済状況というものに對しては、世界情勢の中から、もうすでにある程度の安定を來してゐるという結論を持つてゐる。だからそれに対して、今一時的な不安定な要素の影響を受ける経済の中で、これを出すという意味のものであつて、それが當然解消されれば、これは暫定的な措置として抹殺されるという事は、私たちにこのマ書簡を見てもわかると思ひます。原則として、当分ということが書いてないから、恒久不變的なものだと思ひしやるのですか。

○池田田務大臣 普通の法律案と同じようなものでございまして、情勢がかわれば、法律を改正しなければなりません。今の情勢から申しますと、これで行こう、こう考へておるのであります。

○愛田委員 私はこの法律案について、最後に一言大臣に伺つておいて、質問を終わりますが、この法案を出した結果の情勢が、末端の加入者、従業員に、どういふ影響を與えるかという事は、十分大臣も御承知と思ひし、そして、十分に国会へあらゆる立場から、これを郵政省に存置することに對して、何回かの意思表示をして來ておる。政府もその意思表示をしたという立場から、これに對してはわれ／＼として、こつてこの問題を真剣に考へようとしてゐる。そのときに、大蔵省がこうした獨善的な法案を出しになつたために、非常に國民に刺激を與へ、末端において非常な苦痛を與へ、かつこれが強行される場合において、われ／＼はすでに生命権を脅かされるような不安におびえておる。こ

ういう郵政省所管の最も大事な事業

の一つを抹殺せよという結果になるのであります。そのようなことは、経済の安定の立場から、資金の統一の立場から、平氣だといふ先ほどの御意見は、非常に冷たい言葉を投げかけるものだと思ひます。大臣自身が郵政職員の御家庭に生れられ、現に郵政職員の御親戚を持つておられる立場から、少くともあなた御自身が、この際ひとつこの原案に對して、非常な反省をされて見られる必要があると思ひます。この点において、先ほどからドツジ書簡、その他關係方面の聲が、しきりに大臣の口から出されて、やむを得ないのだといふことに盡きておる。われ／＼はどこまで努力しようというお言葉がない。この点について、ぜひ大臣の責任で、國民代表たる立場から、こういう問題については、輿論を尊重するという方向をたどつていただき、今後あらゆる立場から、閣議において獨善的に他の關係に圧力を加へることなくして、大臣自身として常にみづから反省されて、そして輿論の動向を察知した立場をおとりになることを要請します。ここにこれだけわれわれが誠意をもつて指摘していることが、あつさり片づけられないようにお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○池田田務大臣 最後にお答え申し上げますが、このことによりまして、簡易保険の伸びが非常に悪くなるとか、意氣沮喪するとかいふふうな御心配でございしますが、私は見たところそう考へません。最近の簡易保険の伸び方は、実にすばらしいのであります。し

こつて實際問題といたしまして、今までの状態を制度化しただけであ

りま

す。具体的にどういふふうな違ひがあるかといふふうなことは、大した違ひは私はない思ふのであります。もちろん繰返して申しますが、いろ／＼な情勢は十分考慮に入れて、しかも私一人がんばつてゐるのではございせん。私一人がんばつたつて、閣議というものはそういうものではないのです。全体の御承認を得て、法案を提出するに至つたのであります。

○夏堀委員 次は飯塚君。

○飯塚委員 大臣に對する質問は、たゞさん希望者があると思ひますから、きわめて簡単に申し上げます。結論から申し上げますと、この運用に對して、いわゆる大臣に再考を促したいこの点であります。なぜ再考を促さなければならぬかと申しますと、ただいま受田君からいろ／＼お話をありましたように、本質的な問題を没却しておるやうな感じが、われ／＼にす

るのであります。これは明治の初年と申しますか、この議會政治が始まつて以來、あのような苦しい財政のときでさえも、この運用に關しては、今の郵政省の前身である逓信省にこれを統轄せしめ、しかもそれでなければならぬといふ長い間の委員會の結論として、逓信省にその管理を預けたのであります。それ以來今日まで、非常な発展をして來ております。しかもその運用に對しては、社会政策的な方面にこれを適用し、なおその余つた金は、一時的に大蔵省の預金部にこれを預け入れ

るということになつておつたのであります。これがだんだん／＼世の中が変化して、あの太平洋戦争といふやうな、非常なわれ／＼の犠牲の多い時代になつて、預金部の資金を統一されて、郵政

省の事業のある意味における犠牲といふものは、これは國民のきわめて大きな犠牲から考へれば簡単なものであります。これを今戦争が終つて、復活でき、しかも預金部の資金のきわめてわずかに一部分にすぎない保険の積立金だけを、もしも今の考へを改めて、郵政省に還元せよといふことになりま

したならば、先ほど受田君からも申されたやうに、一万三千の郵便局、さらに二十数萬の従業員は、今日より以上の生産意欲と申しますか、保険の勧誘と申しますか、きわめて顯著なる募集もできると思ひます。ただいま大臣は最近の例を引用されまして、決して能率が高つていない、ますます／＼よくなるやうなことをお話になりましたけれども、これはまだその運用が希望がある、郵政省へ還元するといふ希望がある、またしたために、最近の募集成績も能率も上つておつたものとわれ／＼は考へております。どうかこの点をお考へ

くださいます。でき得べくんば郵政省をして従来のやうな運用の立場に返さしていただきたい。これは私一人の氣持ではありせん。われ／＼のところへ毎日來ておる國民の聲の代表者として、大臣の再考をお願いしたいのであります。

○池田田務大臣 先ほど來御答弁申し上げた通りであります。この法案が出ます以前におきまして、昭和二十一年一月の指令によりまして、お話のやうにはできなかったものであります。それは御承知だと思ひます。ずつと二、三十年前は、これは逓信省におきましていろ／＼な方面へ貸し付けられたり、いろ／＼な建物なんかを建て

が、とにかく終戦後はあの指令によりまして、お話のやうな事例には行かなかつた。私はそれを制度化したといふだけの問題でありまして、元のやうに郵便省でずつとお使いになるということならば、非常にいいかも知れませんが、これは資金量の問題から、先ほど議論があると申し上げましたやうに、合同して運用した方がいいという結論に自つたのであります。御承知のごとくアメリカにおきまして、郵便貯金、簡易保険といふものは、全体の資金量の一％にも相当しないものでござ

いますから、これは郵政省でやつております。しかし多分イギリスの方は、大蔵省が關與しておつたかと思ひます。日本のやうに二十數百億圓に上る銀行預金が一兆圓しかない、その五分一ぐらいの金をばら／＼に使ふといふことが、金を有効に使おうとする今の状態においてとるべき策なりやいなやといふことは、考慮願ひなければならぬ。しかし合同運用をしまして、できるだけ郵政省のお考へに沿うやうに私はやつて行きたい。しかも今度の改正は、今まで指令によつて国債と地方債に運用が限定せられておつたのを、とにかく金融債で民間の方にも流

したいといふ意圖のもとに、一応折れて來て、金融債の方が大事だといふことになつて來たのであります。とにかく私の立場といたしましては、何といつても日本には資金が少い。だからせつかく集まつた多額の金を、できるだけ経済復興、日本再建に使いたいという念願から來ております。資金の蓄積が非常に多くて、郵便貯金あるいは簡易保険の金が、全体の資金量からい

へば大したものではないといふことな

らば、ほとんど問題がない。しかし少いところへもつて来て、しかも郵政省でお集めになる金の割合が非常に多いのであります。これはやはり専門的なところに集めて効果的に使った方が、ただいまのところは困るためになるという気持ちで行つておられます。

○鑑察委員 これは議論のわかれるところでありまして、将来なお十分われを考へて、この点をどこまでも達成するような方向に向つて行きたいと思ひます。時間もありませんから私の質問はこの次にいたします。

○重岡委員 石原登君。

○石原登委員 私は根本の問題だけ、時間の関係もありますから、二、三点大蔵大臣に伺つておきたい。それでこれは相当時間をかけて審議せねばならぬ問題だと思ひますから、この際ひとつ大蔵大臣も熱心に出席されるように、特に要望いたしておきます。

実は国会の衆参両院で二回決議しまして、それからわが党内閣も国会の趣旨をくみとりまして、もちろん国民の輿論にこたえるという意味で、閣議で二回ほどこれを承認いたしました。簡易保険あるいは郵便年金の積立金の運用を郵政省に返すということが確認されて、これははつきりと同意されております。ところが突如として今回、資金運用部資金法案が国会に提出された。私はこれをどういう理由だろうかと思つて、本日政府の提案理由の説明を聞いたのでありますけれども、その理由を全然お示しになつていない。両院ではつきりと決議して、政府でも二回にわたつてこれを確認したことが、突如として大蔵省の提案として、全然予算案を無視するような、また閣議で

二回も決定確認した問題に完全に反するような方向の法案が提出されておられる。これは一体どういふ理由なのか、まずこの理由から私は承らなうとわからぬ。さつき政務次官の説明によりまして、こういうふうないわゆる国会の決議を無視したような重大なる法案を提案したといふこと、理由が、ちつとも明らかになつていない。この問題についてまず大蔵大臣からお答えを願ひたいと存じます。

○池田国務大臣 先ほど受田委員の御質問に對しまして、お話を通りに衆参両院の決議もございまして、閣議決定もありませんが、予算関係で関係方面との折衝の過程において、こういうふうな御説明申し上げた通りであります。

○石原登委員 さういふいたしましたと、実は先般の郵政委員会における銀行局長の答弁で、このような法案が出されるようになったのは、実はドッジさんの書簡によつて出されるようになったのだ、こういうふうなお答えがあらはなつたのであります。このお答えと違つたわけではございませんか。

○池田国務大臣 意味はさういふ意味でございまして、関係方面との折衝の結果、さういふ書簡が出て、さういふことになつたのであります。

○石原登委員 大蔵大臣も閣議で賛成された。しかも大蔵大臣と郵政大臣の両大臣の要請によつて、司令部當局に對しても、郵政省にこの運用を要請されたことと承知しておる。それはもうはつきりした事実であります。ところが大臣が今度また反対の立場で、この法案を提案されたといふことについて

では、大きくこのドッジ書簡が左右した、ドッジ書簡の要請に基いてこれを行われた、かように解していいわけではございませんか。

○池田国務大臣 閣議で内定いたしました。向うへ持つて行つたのであります。しこうして予算の折衝において、閣議の内定案ではいかぬ、こういうふうにしてたらどうかとお話が出まして、折衝の結果私もそれに従うということにしたのであります。

○石原登委員 さうしますと、そのドッジの書簡は別に大した影響はなく、予算案の折衝によつてさういふふうにかえられた、さういふふうな意味であります。

○池田国務大臣 予算案の折衝とドッジの書簡とは不離一体をなすものであります。

○石原登委員 さういふいたしましたと、私はこのドッジさんの書簡というものが、大体日本の政府にどのような拘束力を持つつかという、本質の問題について実はお伺ひしたいと思ひます。もちろん日本は占領下にあることは事実であります。当然占領軍の命令でありますならば、これはたとひ国民の意思がどういふにありましようとも、これに従わなければならないことは当然であります。しかし占領軍のいかなる機関にドッジさんがおられ、そこでドッジさんはどういふような立場からさういふような書簡を出され、この書簡はどのように日本の政府あるいは日本の国会を拘束するのか、その拘束できることの根拠、この問題をばつきりすることが、この法案を審議する上において大きな根本の問題にならうかと私は思ひます。この問題について大

蔵大臣の見解をちよつとお伺ひしたい。

○池田国務大臣 このドッジ氏の書簡は、覚書となつております。ディレクティブではございません。しかしこのものをなします予算案につきましては、司令部の承認を得ることになつております。従ひましてさういふ予算案を出すといふことは、司令部の承認を受けたいといふこととございまして、直接にドッジ氏の覚書によつてさういふのはありません。予算案の審議承認といふことで御了承願ひたいと思ひます。これはドッジ氏の考えを証明するものとして、覚書をこちらに入れておるのであります。

○石原登委員 それで大体問題が明らかになつて参りましたが、さういたしまして、この法案に関する審議については、少くともドッジ案はわれわれは別に日本の政府あるいは日本の国会を拘束するものではないといふふうに解釈していいわけですか。

○池田国務大臣 私はドッジ氏の覚書は、御参考にごらんに入れたと思ひます。従ひましてそのドッジ氏の覚書を国会を拘束するものとは、私は毛頭考へておりません。しかし法律案、予算案につきましては司令部と政府との関係は、御承知の通りでございます。説明は申し上げなくてもおわかりと思ひます。

○石原登委員 そのドッジ書簡が占領下にある日本を拘束しない、もちろん政府も拘束しない、さういふようなただいまの御答弁であります。少くとも国会が両院ともこれを決議し、閣議で二回も決定したものを、それに反対するようなこの法案を出されたのは、どうも先ほどの御答弁とまつたに妙なふうになりはしないかと思ひます。私どもは従来わが党の政府が、また大蔵大臣が、国会の決議を尊重されて、いろいろ努力されたことを知つておるのであります。この問題に関する限り、国会の決議を無視してさういふような法案を出された、しかも社会一般的にドッジ書簡があたかも命令のごとく流布され、あたかも命令のごとく認識されておる、この点をはつきりと説明されたい。また政府が国会の決議に反してこの法案を出したといふ、その理由が明らかになつて参りませうと、私もこの法案の取扱ひ上において、非常に重大な問題にならうと思つております。これはただ単に郵政省だとか、あるいは大蔵省だとか、さういふような問題だけではなしに、実に国権の最高機関でありますところの国会の権威の問題であります。この国会の権威に関する問題が、政府の一部局によつて左右される、しかも政府の一部局によつて国会の決議が無視され、蹂躪されるといふことになりますれば、蹂躪されるといふことになりますれば、これは與黨、野黨を問はず、重大なる問題である。この点に關するところの大蔵大臣の所感をしかと承つておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 国会の決議があつた、これは事実でございます。閣議でその決議に沿つて意向を内定したのも事実であります。しこうしてその後におきまして、簡易保険、郵便年金、郵便貯金の運用に關しまして、関係方面と折衝したことも事実でございます。またその結果によりまして閣議決定したのも事実であり、しこうして閣議決

は、どうも先ほどの御答弁とまつたに妙なふうになりはしないかと思ひます。私どもは従来わが党の政府が、また大蔵大臣が、国会の決議を尊重されて、いろいろ努力されたことを知つておるのであります。この問題に関する限り、国会の決議を無視してさういふような法案を出された、しかも社会一般的にドッジ書簡があたかも命令のごとく流布され、あたかも命令のごとく認識されておる、この点をはつきりと説明されたい。また政府が国会の決議に反してこの法案を出したといふ、その理由が明らかになつて参りませうと、私もこの法案の取扱ひ上において、非常に重大な問題にならうと思つております。これはただ単に郵政省だとか、あるいは大蔵省だとか、さういふような問題だけではなしに、実に国権の最高機関でありますところの国会の権威の問題であります。この国会の権威に関する問題が、政府の一部局によつて左右される、しかも政府の一部局によつて国会の決議が無視され、蹂躪されるといふことになりますれば、蹂躪されるといふことになりますれば、これは與黨、野黨を問はず、重大なる問題である。この点に關するところの大蔵大臣の所感をしかと承つておきたいと思ひます。

定した法案を最高権威である国会で御審議願つておるのであります。

○石原(登)委員 私にはどうも大蔵大臣の答弁が、一々非常に気に食わなくなつて来るのです。それは少くともこの法案を出されるわずか数日前に、あなた方は内閣の責任によつて閣議で決定され、しかも現大蔵大臣と現郵政大臣とが責任を持つて司令部に対して、郵政省にこの運用を還元してくれという懇請をされておる。それから国会に對しても、国会の決議に對し満腔の賛意を表明されておる。しかしながらそれがわずか数日を出でず、このような法案を出して来られる。その間に日本の國の中には、さう重大な変化はない。しかもこのような大きな転換をしなければならぬところの理由を、何ら示されてない。従ひまして國民はすべてドツジ書體によつて、このような結果になつたのだ、かようにしか考へていないわけでありませう。そのところから私は今日の占領政策、今日の日米親善その他に關して、大きな國民的な疑惑を生む原因ともなるかと思ふ。私はこれが出来るまでになつたところの事情というものが、つと明らかにされて、どういふわけでもつと明らかにされて、國會の決議が無視されて、わずか数日の間にこの法案が提出されなければならなかつたかという事情というものを、もつと國民的に明らかにされなくてはならぬと思ふ。あなたのだいたいの説明によると、わずか数日の文句によつて、このような重大なことを簡單に説明された、これでは私どももわかりません。おそらく本日説明を聞きまし

たところの同僚議員諸君も、わからな

いだろうと思ふ。さうになりま

と、すべての國民自体もこれはわから

ない。今まで認識した通り、ただ單にドツジさんの書體によつてどういふうになつたのだ、どういふうに解釈して行くかと思ひますが、それでも一向國務大臣としてさしつかえないと思ひますか。あるいはさらに積極的に進みまして、國民に納得の行くように努力しようというふうなお考えがあるかどうか、その点をお伺ひしたいと思ひ

ます。

○池田國務大臣 この問題はドツジ氏の覚書にありますように、十一月の中心以前にきまつた問題でございまして、しつとして第九國會におきまして、昭和二十五年内に金融債二百億圓を引受けます説明の際にも私は申し上げておりました。しつとしてその後におきまして、予算編成のときに各新聞にも載つておりました。これは金融債を出す出さぬのキイ・ポイントになつた問題でもあるのであります。御承知のこと、預金部の金は使わしていただくことが、なか／＼許可せられなかつた。そこでどういふふうな資金運用部をこしらへまして、さうして各會計に

信託商事的の借用証文を出して、これを一般大衆が安心し得るようになつた。使つて行くという條件のもとに、今年度の二百億圓の金融債も認められたのであります。数日前突如として出した問題ではないのであります。前の國會におきまして、各委員會でたび／＼申しておるのであります。ただその後折衝におきまして、あまり郵政當局の強い要望もありましたので、私はドツジ氏と話をしたときのこととむし返

してもらひたいという十数度の交渉は、

受田委員にお話しした通りであります。法案として出すのが遅れましたのは、さういふ折衝が長く続いておつたからであります。

○石原(登)委員 少くともこの問題に關するところの予算的措置は、これは政府の決定として当初の案には郵政省に還元する、かういふ案で作成された

と私は聞いておるのであります。しかもそれがさういふふうな日本政府で組まれたというところについては、これはもちろん閣議で大蔵大臣あるいは郵政大臣も、その他の閣僚の諸公も、十分確信を持つてつくられたものであると私は思ふ。しかしその後司令部との折衝によつて、これがいけなかつたという理由がほんとうに明らかに示されてい

ない。ただいまの御説明によるといふゆゑ金融債発行のための取引として、この法案が出て来たというふうな印象を深く受けるのであります。さういふにすると、金融債を出すことによつてこの國營の簡易保險事業というものは、根本的な大きな動搖が来る。これはいふ／＼議論がありましようけれども、少くともこの事業に従事しておる

ところの三十萬の従業員諸君、あるいは各地からこの問題には御承知の通り、すでに九百件になつ／＼とする陳情書が来ております。一つの問題について九百件に及ぶというふうな陳情は、これは全然ありません。このくらの國民的な熱意を示された問題があやふやの中に、しかも閣議でも確信を持つて出された予算案であつたにもかかわらず、ただ單に司令部側の意向によつて、あるいは金融債のための取引の道具として、これが簡單に始末され

る、かやうなことになるか、これは事重大である。くどいようであります

が、この問題は國會において一人の異存者もない。今日ある党派ではことさらに反對する党派もありますが、この問題に關する限り、全國をあけてこれには異存がない。どうかかういふうな問題は、大蔵大臣としてぜひもう一度お考え直しが願ひたい。

私は以上の問題だけを一応本日は承つておきまして、詳しい問題については後日論議をしたいと思ひます。ただ先ほど申しました通り、大蔵大臣はこの間の事情については、國民に納得するやうな説明を少しもいたしてないが、これを積極的なことに解明するところの御意思があるかどうか、このことだけを承つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 何も金融債の発行のための取引という意味ではございませ

り、予算を組んだり、そうして折衝をしたり、その途中でこうなり、そうしない。民間の財政資金として流し込むでのような預金部資金の運用ではない。

いは大蔵省でなくてははいけないという
ような理由があるかどうかということ
ないといたしましても、院議を軽視す
るといふ考えは、大蔵大臣はお持ちに

なつておられないものと考へるのであります。でありますならば、これは先ほども含みのある御答弁がありました。が、今大蔵大臣のお立場としては言いにくいから、含みのある立場で言われたいものと私は想像いたしましたのであります。大蔵大臣は院議はどこまでも尊重するが、院議通りに今運ぶ時期ではないから、院議を尊重して院議通りに持つて行くためには、時をかりしてやらなければならないというふうなお考えであるかどうか、二十四年の暮れに百億のひもつきの預金を銀行にされて、中小企業金融をはかられた。それ以来このオーバ・ローンの問題もあるのでありますから、そういう事情が解決されたときには院議尊重によつて、大蔵大臣はその先の考え方を実施されるという決意を持つておられるのであるかどうか、この点をお伺いたしたいのであります。

○池田国務大臣 将来の問題につきましては、将来事態の発生した場合に考へべきことで、軽々しく申し上げるわけには参りませんが、御承知の通り今は合同運用をなすべしという指令が出ておるのであります。その指令は昭和二十一年、しかしその後におきまして衆議院、参議院で決定されたので、われわれはそれを尊重いたしました。できるだけのことをいたしました。予算までそういうふうに進んで持つて行つたのであります。しかし指令が生きておりますし、またその指令を殺すことも相ならない、しかも指令通り強くやつて行けという、いわゆるドッジ氏の話もありましたので、こういうことに相なつたのであります。私は国務大臣として、また代議士としてできるだけはやりました。が、こういう状態になつたといふことは、今日の連記をごらんくだされば十分おわかりだと思ひます。

○吉米地英委員 大臣のその立場はよくわかるのであります。院議を尊重して時期の変化を待つという約束は、今できない問題でしようか。そういうような条件をつけても政府はさしかねないものと私は考へますが、その点はいかがでありますか。

○池田国務大臣 私も国会議員の一人でございます。院議を尊重する気持にかわりはございません。しかしこういう問題はここでお約束しなくてもいい問題じゃないか。あまりかたく申し上げますと、法律案自体ということについて関係がありますので、私は十分過去の歴史、将来の見通しにつきましては一応持つておりますが、ここで申し上げる段階に至つておりません。

○吉米地英委員 それはわかりませんが、それはどうも国民が納得しないのじゃないかと思ふので、何とかもう少し国民が安心するような御答弁は願えないものでございましょうか。

○池田国務大臣 国民が安心するといふことよりも、これはあなた方がいかにうにもなされることなのでございませう。あなた方がどうぞ御自由になすつたらけつこうだと思ひます。

○夏堀委員長 権熊三郎君。

○権熊委員 受田君から系統的な質問があつたようですが、私はあまり皆様が触れないような点で二、三伺ひます。主として政治家たるの大蔵大臣の所信について伺ひます。あなたは国会議員であるといふことをただいま言明されました。われわれも同僚にあなたのような人もおつたといふことを発見

いたしました。意外に思ひました。あなたは国会議員たると同時に、政党内閣を持つて政党内閣の閣務大臣にして行政官庁の長たるの職責にあります。長きにわたるあなたの官僚生活は、いまだにあなたの身体ににじみついておる。選挙によつて光榮ある当選をしておりながら、国会議員たるのにおいてはなほ不足しい。私はなほ遺憾に思ひます。われわれ国会議員は、ただ単に自己一家の名利榮達のために出てゐるんじゃない。敗戦以来今日の日本をいかにして再建復興せしむるかは、実に今日のわれわれの重大なる責任である。あなたはそれなせるが故に官僚生活を打切つて、非常な責任を感じて国会に入つて来られたのである。国会は、新憲法に規定するところ、国家最高の機関であります。しかるにあなたはみづから国会に議席を有し、さらに政党内閣の閣僚として、この重大なる国会の決議に相反するがごとき行動を、みづから所管の役所においてなさしむるがごときは、私は国会議員たるあなたとしてとるべからざる態度をとつた。そういうことを国会のために嘆きつ、あなたの心境を聞きたい。すなわち結論的に申しますならば、あなたは国会議員たる職責を重しとするか、行政官庁の長たるの今日の立場を重しとするのか、いずれでありますか。

○池田国務大臣 国会議員たる資格を持つて閣務大臣としております。従つて前の国会において御決議なすつたことは、十分身をまつて承知しております。しかし今の情勢から、その決議通りに行かなかつたといふことを、あなた方の前に披露して御審議願つておるであります。

○権熊委員 あなたは衆議院において、絶対多数党たる自由党に所属しておられる。そしてこの自由党の單獨内閣である。このような重大なる案件は、政党内閣の本来的やり方としては、必ずその党の政調会、党の本流との間に了解をつけて、重大政策を決定して行かなければ、政党内閣ではない。そういう手続をふまれて、この案が生れたものであるかどうかをお伺ひしたい。

○池田国務大臣 閣議で留保になり、その後閣議で決定になつておりますので、政党内閣は十分承知しておると思ひます。また政党内閣は承知しておることを私も知つております。

○権熊委員 たいへん妙なことに發展して来たのですが、自由党の諸君の質問からいふと、全員これ反対だといふ、あなたの今の言明からいふと、党は十分承知しておると確信しておるといふ、それはおかしいですね。そうすると、今日のこの会議における自由党の諸君のやり方というものは、世間体をたつておるため、腹の中では賛成だが、表面反対のごとく見せかける態度をやつておるやうに聞えて、同僚諸君の名譽のために、私はただいまの大蔵大臣の発言は非常な重大な責任を持つことになると思ふ。事実において、それは政党内閣の間にはなにと了解を遂げて出したのかどうか、端的にお答えを願ひたい。

○池田国務大臣 吉田総理以下、自由党の黨員であります。自由党の出身の閣僚全部知つております。そして自由党の役員も十分知つておるのであります。

○権熊委員 閣僚は知つておることは確かでしょう。閣議できめたのですから――自由党の幹部が了解を與えておるといふ、ただいまの発言はもう消えませんが、これでは自由党の態度といふものは、すでにきまつてゐることになる。われわれとともに協同的な立場をとつて、これに反対せんとしておるその行動は、遺憾ながら同僚諸君の真意を私は疑わざるを得ない。これで間違いないか。あなたも国会議員なんですよ。あなたと同じ国会議員が、非常に不名誉なことになりざるを得ない。そういう発言でいいのですか。閣議では知つておるが、党はあるいは知らなかつたかもしれぬというふうなくらいのことは言わぬと、自由党の諸君はいいたまはれないことになる。

○池田国務大臣 私は党の幹部の方にも話をしております。また閣議で決定し、しかも国会へ出す法案でございませうから、当然御存じであらうと思つております。しつこくしてだれが知つていてだれが知らないかといふことは、私としてここで答弁の限りではありません。

○権熊委員 あまり突き詰めたことを聞かない方がいいと思ひます。それで、はあまり気の毒になるから聞かないだけのことで。そうすると、今日のこの席に列しておる自由党の諸君といふものは知らなくて、他のこの席に出て来ておらぬ幹部は知つておつたといふことには私は承して、さらに進んで別の問題から聞きます。あなたは衆参両院が、過去においてあれほどの決議をして、閣議においても二回、三回にわたつて申合せもあつたといふのに、それにさからつてこの法案を、あえてドッジ書簡に名をかりて出しておる。このままでこの法案が通るといふ確信があつて出したのかどうか。

○池田国務大臣 私は閣議で決定し、通るものと見込んで出しております。

○権輿委員 通った方がいいと思われませんか。

○池田国務大臣 これはお答えするまでもございせんが、閣議決定をして御審議願つておるのでありますから、通った方がいいということはもちろんのことです。

○権輿委員 それで私は非常にあなたの政治的信念に感服を感ずる。ほんとうはドッジさんの書簡もあるし、あなたの今までの交渉の結果から出さざるを得ないために立ち至つて出したのだが、腹の底では、修正してもらつたり、審議未了になつた方が、ほんとうはいいのだと思つておられるのかと実は思つて、私はそういうことを聞いた。心からこれを通すことをほんとうに信念的に歓迎するといふなら、あなたは一國の国民代表たる衆議院議員としてはおかしいですよ。矛盾するとは思いませんか。あなたの議員たるの自覚とその信念とは――。

○池田国務大臣 矛盾しておりません。私が本案を出すに至りました経過は、今日初めから今までに申し上げた速記をこらなくださればわかると思ひます。

○権輿委員 あなたは口で矛盾しておらぬと言ふが、あなたの言うことはことごとく矛盾だ。それが矛盾でなく何だ。国会議員たるものが国会の議決権を尊重しないで、それと相反したる法案をみずから独断で出して、それがいいのだといふことは、矛盾でなく何だ。けれども、それもあなたの心境がわかつたから、次に移る。
あなたの先ほどからの答弁による

と、この問題を関係方面と折衝の間に、向うからそういう指示があつたけれども、自分はそれには自信が持てないといふことを向うに言つたら、それじや書簡を出そう、こういうことだといふことを先ほど受田君に答弁した。そうすると、あなたは実は書簡がなければ、これは出してはだめだといふので、自信がなかつたわけなんだ。そこで、どうも例の目録の問題と同じように、政府も苦しいし、国会がああいう決議もしておるのだから、どうか書簡を出してもらいたいといふあなたの懇請によつて、書面ができたものと解釈してよろしいか。

○池田国務大臣 この問題は重大な問題でございまして、折衝中も最も力を入れたところであります。しかし折衝の結果、この案がいいと決心いたしました。閣議に付して、閣議の承認を得まして出したのでございまして、独善的のものではございません。しかし問題が重大でありますので、ドッジ氏のはつきりした意見を覚悟された方が適當だと思はれて、こう申し上げたところ、それが、それじや自分の意見を君あてに出しておこうといふことで、もう一ぺん私どもの折衝をレビューされたことになるのであります。

○権輿委員 どうも先ほどの受田君に對する答弁とやや違つて來てゐる。あなたは、そういう折衝があつたが、自分は自信があらまへんと申したといふことをさつき言われた。そんな自信のないものを一片の書簡によつて出すといふことは、政治家の信念としてはおかしいじやないか。あなたの今自信があつて出したといふことと、さつきの答弁とは食い違ひがあるじやないですか。

○池田国務大臣 案のいい悪い、自分の決心したことにつきましては、自信があります。ただ大きな問題であるので、私はあなたの意向がこうだといふことをはつきりみな申し伝える自信がないから、レビューされた方がいい、こう言つたのであります。

○権輿委員 それではあなたはもしドッジ書簡が出なかつたら、この案は出されなかつたのですか。

○池田国務大臣 ドッジ氏の書簡がなくても、私はこの案を出すつもりであります。

○権輿委員 それは驚き入つたことだ。あなたは先ほど衆議院の決議も尊重するといひ、それを知つてゐるといひ、党の意向も知つてゐるといひ、そして国民の輿論も聞いてゐるといひ、それで書簡が出なくしてもそれをやるというのはどういふわけだ。どういふ信念からやううとされたのか。

○池田国務大臣 折衝の過程におきまして、こういう法案を制定した方がいいという決心がつかまつたから、やつてゐるのであります。国会の前の決議も知つております。閣議決定も知つております。しかしその後におきまして、財政経済の運営上これがいよいよ決心をしたので、提案いたしましたのであります。

○権輿委員 先ほどのあなたの答弁の中に、あなたは郵便局長さんの御令息であるといひ、私は驚いたのです。全国何十万の通信事業関係者の中から、あなたのような優秀な秀才が生れて、その秀才によつて通信従業員が毒殺されるような行動を受ける。おそろくあなたを生んだ通信従業員であつたお父さんは、嘆いておることだらうと

思う。あなたは少し人情を解して、そうして政治の上にも人間のあたたかい感覚が通うような政治をしなければいけません。ただ單に一片の書簡によつて、自分の良心に反して、自分の党に反逆して、国会の決議を蹂躪してんとして恥ぢざるあなたの傲慢なる態度は、立憲政治のあり方ではない。民主政治をやるどころの政治家の態度ではない。民主政治とは、およそ民の声を聞いて、その大多数の意見に従うのが民主政治である。あなたはあなたの独善――長きにわたる官僚生活が、いまだあなたのからだにしみついておるといふのはそれだ。自分がよいと思へば、国民の多くが反対しても押し切ろうとするその傲慢さが、民主主義の国会でははなはだ遺憾千萬なことである。幸いここにわれわれの同僚である郵政省の政務次官がおられる。先ほどの問答を聞いて、郵政政務次官は、この問題に對してどういふ確信を持つておられるか。

○山本(延)政府委員 すでに閣議決定を見たのであります。閣議決定は法律の生れる最後の決定ではないと考へております。

○権輿委員 閣議決定が法律の最後の決定であるとか、そんなことを私は聞いておるのではない。こういう提案を大蔵大臣の責任においてなされたことは、ただちに郵政省に大なる影響をもたらす。そこであなたのこの法案に對するところの確信を披露してもらいたい。これが通過することに賛成しておるか、あるいはこれは通過しない方が郵政省によいのか、率直なる信念を吐露してもらいたい。

○山本(延)政府委員 これは国会がおきめになることと考へております。

○権輿委員 あなたも国会議員なんです。だからこの法案に對する、郵政大臣にかつての郵政政務次官の確信を聞いておかないと、わからぬじやないですか。大蔵大臣は一生懸命、いいにつけ悪いにつけあれほどの心情を吐露しておる。あなたは郵政大臣にかつて、郵政省としてはどう思ひますといふことを言わなければだめです。

○山本(延)政府委員 郵政大臣も閣議に列席をいたしました。法案の最後決定に参画をいたしました。法案は、法律の案としては閣議の決定を見たのでございまして。あとは国会がこの法案をおきめになるのであります。

○権輿委員 国会がきめないでだれがおきめる。そんなことは初めからかわつておる。出て来たこの法案に對するあなたの確信はどうだといふことです。この法案が通過した方が郵政省のためによいのか、郵政省のために悪いのか、あなたはどうか判断されるかといふことを聞いておる。これは私も審議の上に非常に重大な参考資料になるから聞いてゐるのです。

○山本(延)政府委員 これ以上は答弁の限りではありません。

○権輿委員 答弁の限りではない。答弁できないといふのでしよう。お許しくださいとなせやうね。限りでないなどという情上言葉を使つてはいけません。答弁すべきは政府委員の責任なんですから、できなければ、できまへんと頭を下ぐべきである。そこであなたの心境は私も察することができ、あなたのように、限りでないとなれば、けんかしなければならぬ。君と

けんかすることは私はいやだ。もう少し率直に答弁できないですか。できませんければ聞きます。

そこで私はこの際同僚のお許しを得て、三十秒ばかり自分の意見をつけ加えて、きよりの質問は打ち切りたいと思ひます。それはすでにこの議場で展開しているように、大蔵大臣と郵政省當局との間には、まったく食い違いがある。閣議では一応一致してこの法案は出したけれども、郵政大臣も、うちへ帰つて静かに考えてみて、非常に煩悶しております。苦しんでおるのです。これは罪なことをやつてゐるわけですから。これは一応の閣議決定を以て提案になつたのだらうけれども、現に與党たる自由党においても、一人残らずと言つてもいいほどこれは反対なんですよ。そうすると、この法案というものは無事にこの国会を、大蔵大臣が望まれるように通過できるものとは思われません。また国会の決議を蹂躪したやうなこの法案を通すことは、国会の名譽にかけてわれ／＼国会議員としてはできないわけですから。それを無理に政治上の情勢を無視してまでやられるといふことは、大蔵大臣におかれましては、これは政党内閣の将来のために、あなたはよほど御反省なさらないければいかぬと思う。あなた自身は一行政官庁の長ではありましようけれども、あなたの党籍は自由党にある。あなたは国会議員でもある。それをあなたに、国会のすべての人々の精神を蹂躪したり、同僚にあつたやうな恥をかかせたり、われ／＼委員にまでも八百長のような態度ではないかなどと、同僚を誹謗するがごとき形容詞を使わなければならぬやうな場面にまで追い込んで

でいるのは、あなたの独善から來ていふこと。どうかこの点については深く御反省あつて、政党内閣のために、政党内閣制のため、民主主義国会のために、あなたはもう一段の反省あつてしかるべきだと思ひますが、本日は他の同僚諸君の発言もあるやうですから、私は後日別な観点からあなたになお重ねて深い質問をしたいと思ひます。本日はこれをもちつて打ち切ります。

○池田國務大臣 たいま椎熊君は、通信職員であつた者の子供として慚愧にたえないではないか、あるいはいろいろな陳情、要請があるにもかかわらず、これを出すといふことは、非民主的ではない、そういうお言葉がありました。私は日本の財政経済に携つておられます以上、私の信念によつて立案し、しかして閣議を経てあなた方に御相談申し上げるのが、民主的だと思ひます。私は自分の信念によつて、國務大臣として、あるいは一人の代議士として、自分のよいと信ずることを正式の議を通じて、そうして国会のあなた方に御相談申し上げるのが、民主主義と考えておるのであります。

○椎熊委員 せつかく私はやめようと思つたが、けんかを売られるならば買わなければならぬ。あなたは信念とおつしやるが、おかしきじやないか。それは信念のあるものが、関係方面との交渉において、私は自信がないといふことをなぜ言わなかつたか。信念なき者の発言でしよう。自信がないと言つたでしよう。そうして書簡を出してもちつたのじやないか。どこに信念がある。ごまかしたやうなことを言ふものじやない。

○池田國務大臣 案につきましては信

念を持つておるのであります。しかし事が重大でございまして、ドツジ氏の意向を伝えてもらいたい、こういう考へのもとに出してもらつたのであります。速記をお調べ願ひたい。

○椎熊委員 自信がないからというこゝとによつて書簡が出たといふことを明らかに答えておるじやありませんか。自信がないといふことは信念がないといふことなんですよ。信念があるといふことは、自信があるといふことなんです。言葉じりをとらえるわけじやないけれども、あなたは国会といふものをそう軽んじてはいけません。あなたは国会議員じやないですか。言つたことには責任を持たなければいけません。

○池田國務大臣 私は案の内容につきましては自信を持つております。しかし事重大で、論議のあつた問題でございまして、あなたの意向を十分伝えるだけの、すなわち郵政大臣等につきましては納得の行くやうな方向に自信がないから、一応あなたの意向としてお書き願つた方がよい、こう言つておるのであります。この点ははつきり申し上げておきます。

○椎熊委員 はなはだ遺憾千万です。それは案の内容に自信があるなら、日本の国会の名譽のために、自主性を喪失するやうな、GHQに頼んで書簡をもらふやうな卑屈なことをなぜなさる。それは案の内容に自信があるなら、あなたは一國の國務大臣であり、国会議員であるのだから、堂々とわれわれと論争して、あるいはわれ／＼を納得せしめて、あなたの主張を通すのが、政治家として当然なすべき態度だ。それを了解せしめる上において、外國人たる關係方面の人の書簡などを背中にいただいて一位牌を背中に背負つて戦争しておるやうなものである。まことに私は遺憾千万で、そういうあなたのふしだらな行動が、日本の政治の自主性を常に喪失せしめつづつてゐる。あなたは内閣では非常な功績もあつたであつたし、よくけれども、国会の權威を傷つけ、日本國の政治の自主性を売つておるという点については、私どもは非常な怒りを感じておるのでござい。何ですかあなたは、一國の國務大臣であり、代議士たるものが、法案を通すのに、書簡をもらわなければいけないといふ、どうしてそんな卑屈な考へで、敗戦後の日本を復興させることができませんか。あまりに便宜主義です。

○池田國務大臣 先ほど来繰返した通りでございまして、ドツジ氏の意向をはつきり言つてもらいたいために、レビュして書いた覚書です。何も位牌を背負つて国会に出るやうなふしだらなことはないし、私は自分の信念によつて法案を出して、御審議願つておるのであります。この法案に対して黒か白かは、あなたの方の御自由でござい。○椎熊委員 まず／＼挑戰的だから、言わざるを得ない。内容に自信があつたら、ドツジさんの心境などをここで明らかにするとかしないとかいふことは、日本の政治のために、今国会では何の必要もないことです。あなたがほんとうに自信があるなら、なぜドツジさんの心境を聞かなければならぬか。ドツジさんの意向は事務折衝の方で聞けばいい。われ／＼はドツジ氏の心境というこゝとで、圧迫せんばかりの審議の方法は、日本の国会の自主性を喪失するものであつて、政治家たるあなたにすべき態度でないといふことを指摘するのです。きよりは私はこれで打ち切ります。

○夏堀委員長 柄澤を去子君。○柄澤委員 大蔵大臣に御質問申し上げますが、国会の自主性に關しては、ただいま椎熊委員からございましてので省きまして、私ども郵政委員会では、閣議の決定に従ひ、参議院の決定に従つて、郵政省に返還運動を熱心に行はれておつた郵政大臣が、どうして今度の閣議で賛成せられたか、この点がどうしても納得できませんので、御説明願ひたいといふことを申しましたところ、郵政大臣は、これは議事録にも載つておりますが、はつきりところ申されたのであります。ドツジ・モランダムが出たので、一時的な処置としていたし方な承認したのだといふのであります。ところがただいま大蔵大臣の御説明を聞きますと、まつたくその経過といふものはそのやうなものではないといふことを、特に強調なすつておられます。椎熊委員との質疑應答によりますれば、大蔵大臣の方から要請された、そうして自信を持つた案ではあるけれども、自信を持つた案を実施するに要請をして、ドツジ・モランダムが出たのだといふこととはつきりなつたと思ひます。そのやうなことは、郵政大臣が所管のこの事項につきまして、私どもに納得させるために、額に汗して、冷汗をかきながら陳弁これ努めておられますところの唯一の根拠たるこのドツジ・モランダムといふものが、根拠ではないといふことになりまして、食

い違つておるのでございます。一体どうしてこのような食い違いが生じたのでございましょうか。その点で郵政大臣にきょうぜひ出ていただきたいと思つたのでございしますが、大蔵大臣と山本郵政事務次官の御答弁をいただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 事情は先ほど来申し上げた通りでございまして、食い違つていないと思ひます。ドッジ氏が私に言われたその意見をレビューして書面にしたのであるものであります。田村郵政大臣がどういふ御答弁になつたか存じませんが、事實は私が申し上げておる通りでございします。

○榎澤委員 閣議で意見が一致しない限り、そのことはきまらないと思ひます。郵政大臣が私ども、申されております理由というものは、ドッジ・メモランダムだ、これ以外にないといふことを言われておるのであります。ただいまの大蔵大臣の御答弁、郵政大臣がどう言われているか私にはわからないといふのは、非常に無責任だと思ひます。山本郵政事務次官にひとつ御答弁を願ひます。

○山本(延)政府委員 閣議はすでに決定されておりますが、閣議決定の前におきましては、私ども郵政省側といひました。ドッジ書簡なるものは、過渡的現象下における占領当局の施策として日本政府に示唆せられたものだ、こう考へておりました。これは暫定的なものであつて、やがて私どもは七月二十五日の閣議決定の通り、いづれは郵政省にその運用権が返つて来るものと、こゝろを立つて郵政大臣は、閣議で折衝せられておつたものと解釈をしております。しかしすで

に閣議では、法律の案といたしまして決定せられたのでございしますから、私ども郵政省にいたしましては、決定せられました案に基いて、国会の御審議がこれからなされるものと考へておる次第でございします。

○榎澤委員 大蔵大臣にお伺ひしたいのでございしますが、私どもこの前郵政委員会でも、ただいま山本郵政次官から御答弁がありましたように、たしか郵政大臣は一時的だといふこと、ドッジ・メモランダムといふこと、この二つだけがただ一つの頼みの綱のようになつて、答弁をなすつておられたのであります。ところが大蔵大臣は、これは恒久的なものだといふふうに御答弁になつたように思ひます。この御答弁にこの点も一応御答弁願ひたいといふこと、どうしてそのように郵政大臣が違つた考へで承認されるような立場になつたか、その経過について大蔵大臣から御説明願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 郵政大臣のことは、郵政大臣にお答えをお願いなすつた方がつづつたと思ひます。私はあの人々の心境についてここで申し上げる自由を持ちません。

それから今度の法案が一時的であるか、あるいは恒久的であるかといふことは、新国会におきましては、あなたの方の力でどんなにでもなることと考へております。何も私にお聞きになる必要はないと思ひます。

○榎澤委員 何度繰返してしましても、大蔵大臣はただいまのような御返事、御態度をおかえになることはいらないと思ひますので、郵政大臣と大蔵大臣の食い違い、しかも郵政大臣が意を翻してやむなく承認された根拠になつておりま

す重大な点の食い違いが、ここで明らかにされたといふことだけを了承いたしまして、この点については打ち切りたいと思ひます。

次に伺ひたいことは、この予算が検討されて、その予算が決定いたしました結果、こゝろの法案を出す必要が出たといふお話でございします。その主になつておるものはやはり金融債であるように承りました。その点で大蔵大臣にお伺ひしておきたいのでございしますが、銀行等が、預金者の預金の安全が保障されて、安心して貸すことのできる産業と申しますか、そういうものは何と何かといふことではあります。つまり大蔵大臣が今日まで郵政大臣と一緒になつておられて、郵政省に返還することに努力されて参られましたことは、先ほどからる御説明にあつたのであります。しかし自分の判断として、情勢の変化からやむなくこの予算を組まなければならなくなつた。やむなく資金の要求に應じて、金融債を引受けなければならなくなつた。金融債といふものを発行しなければならなくなつた。要求に應じなければならなくなつた。その金融債の要求に應じますところの、安心して貸せる産業と申しますか、資金の要求が熾烈になつておられますものは、どういふものであるかといふ点につきまして、できれば詳細な資料をいただきたい。またただいまここで御答弁を願ひたい、かように思ひます。

○池田国務大臣 今までの預金部の活用円滑化をはかるという趣旨のもとに、地方債以外に金融債を引受けることにいたしましたのであります。金融債の引受けは、今までのところでは、農林

中金、日本興業銀行あるいは勧業銀行、商工中金、北海殖産の各金融債を引受けしております。しこうしてこの金融債は、発行した各金融機関によつて運用されておる。農林中金は、農林水産業の方に金が出て参ります。商工中金は、中小企業の方に金が出て参ります。勧業銀行あるいは興業銀行は、おおむね大企業に行つておるものであります。この金がどこにのたれへに行つて、こゝろふうなものはつておりません。ただ最近の市中銀行の金融債引受けにつきましては、造船資金とか、あるいはその他の資金といふことは、一應こちらでは了知してやつております。

○榎澤委員 簡易保険、郵便年金の建前から申しまして、やはり預金者が安心して預託できるというところは、ドッジ・メモランダムにもうたつてあると思ひます。やはり安心して貸せる金融債、かりにただいまの現実の具体的な状況を見ますれば、農村の状況といふものは破綻に瀕しておる。中小企業家も破綻に瀕しておる。そういうものに対する銀行等の貸出の比率といふものは、相当な比率に上つております。そういうことも私どもは承知しております。そういうことと、政府がこの難関を押し切つて、金融債の要求に應ずるために断行なさる目的といふものは那邊にあるか、この点がはっきりいたしません限り、すべてを押し切つて断行なさるという根拠が、私どもには知ることができないのでございします。ただいまのようなありさまの御答弁でございしましたならば、何もこゝろを立つておることをおやりになる必要はないのでございまして、今こゝろどうしてやらなければならぬとい

う事態につきまして、もう少し御答弁願ひたいのでございします。それでなければ、あなたがやりになる根拠といふものは何もない。ただ従来のマールカット指令以来きつてくつたになつておるものを、こゝろでひとつ何とかなんて広げてやろうといふようなこと、ぐらゐにしか、私どもには考へられない。国家的な大きな立場から、このやうなことを断行なさるうとするならば、やはりそこには根拠があると思ひます。こゝろでございします。その点につきましてもう少し誠意のある御答弁をいただきたい。

○池田国務大臣 今までの預金部の運用状況をあらわすつたところから思ひます。また過去二、三年來の予算委員会、大蔵委員会における議論をお聞きになつたらわかると思ひます。毎年郵便貯金はふえます。簡易保険、郵便年金の急速なる資本の蓄積があるのであります。これを今までのやうに、国債あるいは地方債にのみ運用しておつたならば、集まつたお金をどうするかといふことは、日本として切実な問題であるのであります。しこうして私は国会において議論があらわしたやうに、これを何とかして早く民間に還元しなければ、預金部に金がたまればかりで、寝かしておくやうなものであります。そこで金融債の発行その他を考へつたのであります。従つて金融債を発行するためには、この集まつた金を資金運用部特別会計のやうなつづばなものをこしらえて、運用しなければならぬといふことを、向うから言われておるのであります。今まで集まつた金を寝かせておいてはいかぬから、できるだけこれを活用しようといふ意図のもとにやつておるのであります。

○池田国務大臣 今までの預金部の活用円滑化をはかるという趣旨のもとに、地方債以外に金融債を引受けることにいたしましたのであります。金融債の引受けは、今までのところでは、農林

目標になつておりますところの簡易保険や郵便年金の募集というものは、とうてい不可能になるというのを私は、もはや懸念するものであります。大臣は、非常に御心配なさるけれども、保険や何かの伸び方がよいということをお聞きなさいました。しかしその根拠がどこにあるかということであり、また、たゞいま保険の募集がどんな形で行われているかということであり、これは山形郵便局の例でございまして、これは官側のあなたの方の態度のいわゆる官僚的な威圧によりまして、保険目標達成のために自腹を切らせまして、そうして従業員に保険勧誘をさせておる、そうしてその解約者があれば首を切ると言つておどかされる、そういうことを言つて局長や課長が暴言を吐いて、従業員にまで加入をさせておるのではありませんか。あなたは郵便局長の家や郵政従業員の家庭にまでまわつたから、今度の方針に対して確信を持つておると、数度におつたつてそれを放言されておられますけれども、従業員がどんな思いでこの保険を募集してあるか、地方の特定局長がどんな思いでこの保険を募集したのか、ここにも長い手紙が来ております。これは特定郵便局長の手紙であります。このようなことを政府が実施したならば、われわれはとうてい保険募集の目標達成ということではできない。従業員は百姓家へ行くつて、稲刈りまで手伝つて、その家の力仕事までも手伝つて、この保険募集をしてゐるのが実情であります。さらにまた家族までも加入させる、そういう募集手当も、全部加入金に振りかへるといふような無理なことをいたしております。あなたは帳面に表われている成績

はよいと思つていらつしやるかも知れませんが、現に去年あたりの例は三割、四割の失効、無効、解約がありまして、ですからその根拠を明らかにしない限り、どうしてもこの目標達成といふことはできないのであります。そういう点について一体郵政大臣はこの金を集めさせる。割当をやつてどん／＼労働を強化してやらせる。そうしておいて金融債でもつて高い利子で自分の方に金を入れる、郵政省には恩を着せて、国民の税金を出してやるという形でもつて十五億やつたということをお聞きなさい。さつきから何べんも言われましたけれども、そんなことはあたりまえのことではあります。かかつただけのものは全部郵政省がこれを一般会計から入れるべきだと思ひますが、大臣は一体どういふことを根拠にして、保険募集がスムーズに行くとお聞きなさい。さつきから何べんも言われましたけれども、そんなことはあたりまえのことではあります。かかつただけのものは全部郵政省がこれを一般会計から入れるべきだと思ひますが、大臣は一体どういふことを根拠にして、保険募集がスムーズに行くとお聞きなさい。

つてお聞きなさい。根本的な精神というものは、これはどこにあるかというふうには、私もよく聞きたいと思ひます。終戦後の日本の戦争協力体制を解いて、そうしてやがて国策会社であるとか、統制会社であるとかいふようなものには、融資しないといふことが、あそこにははつきりしたつておられると思ひます。融資をするといふ問題と、もう一つ加えてあそこには盛られておられます大きな脈々と脈打つておられる精神は、おそろくそこにあるのではなからうかと思ひます。その当時の占領政策は、この太平洋戦争をやりました。戦争協力のために国民の零細な資金が、全部大蔵省に統一された。その状態はまだよく分かっていないが、しかし統制会社だとか国策会社だといふようなものには、融資してはならぬといふことがうたはれておられるのであります。私が先ほど御質問申し上げた金融債の使い道であります。この金融債の使い道が、予算委員会のお答えを伺いますと、ただいまの時局、非常事態に際して、その産業に協力させる。その要請に基づくといふことを言われたと思ひます。その点につきましても、大蔵大臣に伺つておきたいのでございまして、あの当時の大きな、脈々と脈打つておられるあの精神が、今金融債といふことが表面に出まして、時局の産業、今緊急に必要な産業の融資といふことが問題になつて来ておられます。そのためにこの予算が組まれているといふことになり、また大蔵省に統一されるという点だけが強調されて、このマークット・モランダムは御自分の方の都合

のいいことだけをおとりになつて、あの指令の精神になつておられる部分が、まったく無視されているのではないかと、かように考えられるのでございまして、何べんお聞きしても、大臣は先ほどはつきりした御答弁がなかつたのでございまして、その点につきましては、一体金融債が今の時局、今の非常事態に協力して融資されるという具体的な内容について、ぜひ御説明願ひたいと思ひます。それからマークット指令が、やはり今度のメモランダムよりも大きく生きておられるものであるといふことについてのお考えであります。

○池田田務大臣 マークット指令は、その後スキャップインになつております。おわかりになりますか。ディレクティブになつております。○橋本委員 そういう英語をお使いになつてもわかりません。○池田田務大臣 連合軍司令部の指令になつております。それから金融債を引受けることによりまして、その預金部の金がどこへ行つておられるかといふことは、先ほど申し上げましたように、各銀行の社債引受け、またすでに発行せられた金融債の肩がわりによつて、各金融機関が適当に貸し付けておられるのであります。

○橋本委員 先ほどから大臣は、ESS指令といふのは多分マークット指令のことだと思ひます。昭和二十三年に出ました、このマークット指令によつて、統一されることになつておられるといふことを繰返して言われたのでございまして、しかしマークット指令にうた

合のいいことだけをおとりになつて、あの指令の精神になつておられる部分が、まったく無視されているのではないかと、かように考えられるのでございまして、何べんお聞きしても、大臣は先ほどはつきりした御答弁がなかつたのでございまして、その点につきましては、一体金融債が今の時局、今の非常事態に協力して融資されるという具体的な内容について、ぜひ御説明願ひたいと思ひます。それからマークット指令が、やはり今度のメモランダムよりも大きく生きておられるものであるといふことについてのお考えであります。

○池田田務大臣 マークット指令は、その後スキャップインになつております。おわかりになりますか。ディレクティブになつております。○橋本委員 そういう英語をお使いになつてもわかりません。○池田田務大臣 連合軍司令部の指令になつております。それから金融債を引受けることによりまして、その預金部の金がどこへ行つておられるかといふことは、先ほど申し上げましたように、各銀行の社債引受け、またすでに発行せられた金融債の肩がわりによつて、各金融機関が適当に貸し付けておられるのであります。

○橋本委員 先ほどから大臣は、ESS指令といふのは多分マークット指令のことだと思ひます。昭和二十三年に出ました、このマークット指令によつて、統一されることになつておられるといふことを繰返して言われたのでございまして、しかしマークット指令にうた

○橋本委員 メモランダムは指令ではない、さらにディレクティブではないといふことを、先ほどおつしやつたと思ひます。その点については、大臣は先ほどはつきりした御答弁がなかつたのでございまして、その点につきましては、一体金融債が今の時局、今の非常事態に協力して融資されるという具体的な内容について、ぜひ御説明願ひたいと思ひます。それからマークット指令が、やはり今度のメモランダムよりも大きく生きておられるものであるといふことについてのお考えであります。

て新しく運用するのに反対ならば、提案中の法律案を御破算とし、終戦直後に発せられた預金部資金運用についての覚書の線にもどり、——これは指令になつたとおつしやつたと思ひますが、同資金の運用は国債、地方債の所有と地方公共団体への貸付のみに限るという点が指摘された模様である。これにより政府の特別会計の積立金を、すべて資金運用部資金に預託することを前提としての金融債の所有が、暗礁に乘上げたわけである。ということを書いてあるのでございますけれども、私どもは先ほど椎熊委員も言われましたように、日本の問題は日本の国会の權威をもつて審議し、決議するといふ見解を持つております。これは譲らないのでありますけれども、池田大蔵大臣のように要請なすつて覚書を出しておもらいになります方々は、やはりこういうものが出ますと、相当御方針がかわるのではなからうかと思ひますけれども、こういう問題につきまして、池田大蔵大臣のたゞいまのお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 新聞に何と載つておりますか、私はそれを読んでおります。しかし私の心境は、先ほど来数時間におわたつて申し上げた通りであります。

○夏堀委員長 まだ大分御質問ございませうか。

○精澤委員 ございませうけれども、質問を留保いたしまして打切りたいと思ひます。

○夏堀委員長 本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時三十八分散会

昭和二十六年三月二十三日印刷

昭和二十六年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所